

## 平成26年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

平成26年12月9日（月曜日）

開 議 午前 10時00分  
散 会 午後 4時29分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 一般質問

---

### ○会議に付した事件

一般質問

---

### ○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

11番 山田和子君	12番 本間広朗君
13番 前田博之君	

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君

総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君
総合行政局企画担当課長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
税 務 課 長	小 関 雄 司 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
産 業 経 済 課 長	石 井 和 彦 君
産 業 経 済 課 港 湾 担 当 課 長	赤 城 雅 也 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
会 計 課 長 ・ 会 計 管 理 者	熊 倉 博 幸 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君
書 記	葉 廣 照 美 君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 12 月 9 日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会 12 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 102 条の規定により、議長において、11 番山田和子議員、12 番、本間広朗議員、13 番、前田博之議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、11月27日及び12月5日に開催した議会運営委員会での本会議の運営の協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

[議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇]

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので 11 月 27 日及び 12 月 5 日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成 26 年白老町議会定例会は明年 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により 12 月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は平成 26 年定例会 12 月会議の運営の件についてであります。

まず 12 月 5 日に議案説明会を開催し 12 月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会 12 月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして平成 26 年度各会計補正予算 3 件、条例の一部改正 2 件、合わせて議案 5 件であります。また議会関係としては定期監査等の結果報告、委員会付託議案の審査報告、議員の派遣承認及び意見書案、委員会報告等が予定されております。これらの議案の取り扱いの協議の結果は会議規則第 31 条の規定に基づき一括して議題とする事件は報告第 1 号、報告第 2 号の監査に関する報告議案の 2 議案の一括議題 1 件であります。

次に一般質問は既に 11 月 27 日 10 時に通告を締め切っており議員 8 人から 12 項目の質問の通告を受けております。このことから一般質問については本日と明日の 2 日間で行うこととしております。

以上のことから本 12 月会議の会期については本日から 12 月 11 日までの 3 日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。  
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長からの諸般の報告をいたします。

定例会 12 月会議の再開は議案等の審議の関係上おおむね3日間としたところではありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に議員の派遣結果について報告をいたします。会議規則第 111 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、定例会 9 月会議及び 10 月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで議会に関するものまたは町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果についてはお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成 26 年白老町議会定例会 12 月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに東京都庁における観光PR事業についてであります。本事業については登別市・白老町観光連絡協議会が去る 11 月 26 日から 12 月 2 日までの 1 週間東京都庁内の観光PRスペースで実施したもので、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、同年本町に開設される民族共生の象徴となる空間「国立博物館」を広くPRしたほか虎杖浜たらこやハンバーグ、野菜、スイーツなど地場産品の直売も実施し期間中の入場者数も約 2,600 人と好評をいただいたところであります。

次に東京白老会の存続及び総会の開催についてであります。東京白老会の存廃については事務事業の見直し項目において廃止の検討がされておりましたが、本年の予算等審査特別委員会の審議において議員の皆様からも継続すべきとのご意見もいただいていたところであります。本会の望月会長とも協議を重ね最大限経費の削減に努めるとともに事務局機能の会員への移管についても継続協議していくことを条件に存続する方針に至ったところであり、11 月 27 日全国町村会館において開催された総会において存続が了承されたところであります。また総会当日は会員、来賓、関係者合わせて 89 人が出席し地元食材の試食、販売、特産品抽選会なども行われご盛会でありましたことをご報告いたします。

次に「アイヌミュージアムフェア・イン名古屋・松阪」についてであります。本事業はアイヌ文化に対する関心を広めアイヌ民族博物館への誘客につなげる目的から 11 月 29 日名古屋市、30 日松坂市において実施したものであります。道外ではことし 1 月の福岡公演に次いで 6 回目となる移動博物館事業で、アイヌ民族博物館等と協議会を設立し平成 22 年度から文化庁の補助金を活用して実施しているところであります。開催に当たりましては名古屋公演では名古屋民族舞踊研究かすりの会、松阪公演では 10 月 25 日に姉妹博物館提携を結んだ松浦武四郎記念館など多くの関係機関の協力をいただきそれぞれ 400 人と 200 人の来場がありました。ムックリ演奏体験や学芸員講和、アイヌ古式舞踊の公演などを通じアイヌ文化に触れる機会のない東海地方の方々にその一端を体験していただき大きな感動を与えることができました。来場いただいた方々からはアイヌ文化復興の意義や国立博物館開設の重要性など象徴空間の 2020 年の一般公開に期待する声を多くいただきました。本事業は道外の方にアイヌ文化に対する興味・関心や白老町の知名度を高めることはもちろんのこと、象徴空間について知っていただく効果的な事業として象徴空間開設に向けて今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に本 12 月会議には議案 5 件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

---

### ◎一般質問

○議長（山本浩平君） 本日から一般質問を予定しております。8 名の議員から 12 項目の通告が出されておりますが一般質問される議員及び町側の答弁についてお願いをいたしたいと思っております。議員は一問一答方式ということをご理解をいただき簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁におきましても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願いを申し上げます。

日程第 5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可いたします。

---

### ◇山田和子君

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員、登壇を願います。

[11 番 山田和子君登壇]

○11 番（山田和子君） 11 番、山田でございます。おはようございます。通告に従いまして 2 項目 6 点質問いたします。

初めに公共施設等総合管理計画の策定についてであります。白老町では昭和 25 年から平成元年にかけて公共施設の建築が集中しており老朽化も進んできました。今後の人口減少を見据えて施設の長寿命化、維持管理経費の削減などを長期視点で所管を超えて計画的に進める必要があります。特に箱物施設の統廃合には町民の理解を得ることが重要です。町民と協働で統廃合について考えるべきであり、まちの公共施設の現状と課題を明確にし町民と情報共有をすることが大切と考えます。そこで 1 点目として公共施設を取り巻く環境について、2 点目として公共施設の現状と課題についてをお尋ねし、3 点目に計画策定の手法とスケジュールについて、4 点目に町民と協働で進めていく考えと手法についてお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 公共施設等総合管理計画の策定についてのご質問であります。国は地方公共団体が厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すよう公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう本年4月20日付け総務大臣通知で要請しております。

それでは1項目めの公共施設を取り巻く環境についてであります。白老町の人口は昭和59年の2万4,560人をピークに減少へ転じ、平成32年には1万6,542人になると推計されています。少子高齢化も一層進展することが予想されており、これは人口1人当たりの公共施設床面積の増加とあわせて公共施設を維持するための負担が増加することを意味します。

次に一般会計の歳出総額は平成7年度の148億円をピークに減少傾向に転じ、近年は100億円以下で推移しています。このうち公共施設の整備などに使える投資的経費は歳出総額の10%程度となっており、将来的にも人口の減少や少子高齢化の進展に伴い町税の減少も見込まれる中、社会保障費が増大するなど財政の硬直化が予想され公共施設の適切な維持、改修が困難となり施設の選択と集中を行うことが求められます。

2項目めの公共施設の現状と課題についてであります。昭和30年代の中頃から人口が増加し始めて以降40年代から60年代までにさまざまな公共施設を集中的に整備してきました。その初期に建設された施設が次々と改修や更新の時期を迎えています。公共施設の面積は人口1人当たりで換算すると昭和40年は1.8平方メートル、60年は4.7平方メートル、平成22年には7.3平方メートルとふえ昭和40年との比較では約4倍になっております。全国市町村の1人当たりの施設面積の平均は3.8平方メートルであることから本町は約2倍の面積を有していることとなります。施設の老朽化の状況は改修が必要な目安である建築後30年を経過した施設が全体の48%を占め、10年後には80%に達する見込みであります。今後10年間の改修等にかかる費用を積算しますと約34億円であり除去費用を加えると40億円と試算され、年平均で4億円が必要と見込まれます。

3項目めの計画策定の手法とスケジュールについてであります。スケジュールにつきましては国は計画策定に要する経費について平成26年度から3年間にわたり特別交付税措置、措置率2分の1を行うとしていることから28年度までに策定する予定としております。手法につきましては国は施設の維持管理、更新等に係る現状分析と中長期的な経費の積算を行い人口の変化や利用動向を見通し基本方針を定め10年以上の計画期間が望ましいとしていることから、前段の調査分析については専門業者による委託調査を行い基本方針案を作成して町民との協議検討を行うことを想定しております。

4項目めの町民と協働で進めていく考えと手法についてであります。公共施設の維持、管理、運営は社会情勢の変化に応じた取り組みが必要となります。町民利用者に対しては情報の提供を行いながら町民とともに公共施設に係る問題意識の共有化を図り課題解決に取り組んでいく必要があると考えております。また運営や整備に関しては公民が連携して公共サービスを提供したり、民間の資金やノウハウを活用して公共サービスの提供を民間主導で行う手法も検討し、さまざま

なノウハウを持つ民間事業者の活力を生かした取り組みで効果的かつ効率的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田です。今の答弁にもあったように人口減少は今後何も手を打たないと、しかも国レベルでの策を講じないと残念ながら人口問題研究所の予想どおりになるという認識が必要と私は考えています。人口問題研究所の推計によると 2040 年で白老町は 1 万 748 人となっています。11 月末現在 1 万 8,406 人と比較して 42%も減ります。総務省のホームページ地方財政状況調査関係資料決算カードのデータをもとに平成 20 年度から 24 年度の 5 年間の平均の町民 1 人当たりの義務的経費を計算してみましたら 22 万 9,000 円で、公共施設関連支出は 5 年間平均で町民 1 人当たり 7 万 9,400 円でした。町民 1 人当たりの歳出合計は平均 55 万 2,800 円です。単純に計算したのですが 2040 年では歳出が 59 億 4,000 万、義務的経費は 24 億 6,000 万円、公共施設関連施設は約 8 億 53 万円のまちとなることが試算されます。今のままの施設を維持するのに現状では 5 年間の平均で約 15 億円かかっていますが 26 年後には 8 億円しか予算がないということが見えてきます。今のままの総量で公共施設を残しておく将来管理する財源が不足するという事です。特に下水道関連は総務省の試算で人口 1 万人から 3 万人未満のまちでは現在の既存更新額に対する将来の更新費用の割合は 1,969%で 19 倍を超えています。東西に細長い本町ではさらに増加するものと推測できます。公共施設というのは縦割り行政の中で幾つもの課に分かれて管理されています。将来の財源不足などから担当課単位での管理はもう限界があり、これらを総合的に管理するために統括する部署が必要と考えますがまちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今のご質問にお答えします。確かに今回の公共施設等総合管理計画これの計画を策定する段階ではあくまでも 1 つの部署ということではなく全庁的にももちろんかかわってきます。これはあくまでも施設なので道路それから今いわれた下水道や、あとは建物等も含めるとかなり多岐の部署にかかわるといことでこれをまとめる課が必要になるというふうなことは本町としても認識しているところでございます。ただ計画は本年 4 月に国のほうから示されたということでございますが、現在のところそのようなそこをまとめるようなものをこの計画を立てるとい部分を意識した組織にはなっておりませんので、この辺につきましては来年 4 月からの組織の見直しの中でももちろんこの計画策定の部分を十分考慮した上でその中心となる部署をどのぐらい教化してやっていくかというものを見据えながらそういう組織体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田です。ぜひ中心となる組織体制を組んでいただきたいと思えます。

さらに新しい地方会計制度が始まりますが固定資産台帳と総合計画との関係はどのようになるかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今ご指摘のありました公会計の部分、固定資産の関係、町が所有する施設等の評価を全部やらなければならないということも国のほうから示されている部分でございまして、これと公共施設等総合管理計画という部分は全く別物ではなく、かなり密接につながった部分ということでこちらを押さえております。ですから先ほどご答弁したとおり来年4月からの新たな組織の中でこの計画はもちろんのこと、今の固定資産評価こちらと同じような形で進めていけるような部署を今の段階では検討しているところでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 固定資産台帳はほぼできているというようなことを聞いたことがあるのですがまだ完成していないということですか。

○議長（山本浩平君） 熊倉会計課長・会計管理者。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 固定資産台帳ですけれども、固有財産台帳というのはできていますけれども固定資産台帳につきましては27年度から29年度の3年間で整備なさということになっておりますので、元データはある程度押さえていますけれどもこれから総務省のほうから27年度の早い時期にソフト等が配信されまして入力していくという通知が入っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまの公有財産台帳との関係でちょっと補足いたします。この公共施設等総合管理計画の指針に書かれておりますが公共施設総合管理計画の策定に当たっては固定資産台帳利用することが望ましいとされております。ただし今熊倉課長のほうからありましたように固定資産台帳は29年度までということになっておりますので、先にこの総合管理計画の策定を行いながら順次固定資産台帳の活用を図ってほしいということがあります。

固定資産台帳と現在の公有財産台帳の違いですけれども、現在の公有財産台帳は財産の現物管理をしております。ただ固定資産台帳になりますと各会計と連動をした現物管理というふうになります。それに公有財産台帳につきましては建物、土地、備品等が台帳に管理されていますけれども、固定資産台帳になると全ての資産を対象としておりますし、金額情報がこれまでなかったのが金額情報を入れる。それから減価償却につきましても掲載していくというふうになっていくと予定されております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） わかりました。

総合管理計画は学校、道路、橋梁など全ての公共施設を対象にした計画です。答弁にもありましたように平成26年4月22日総務省の公共施設等を総合管理計画策定指針の概要によると、計画策定に要する経費について平成26年度からの3年間にわたり措置率2分の1で特別交付税措置されるとあります。単純な総量縮減ではなくて意思のある計画をつくるためには町民の意見を反映したものをつくるべきと考えています。26年後を遠い将来とせず、まず早急に公共施設白

書を作成しまちの現状を町民と共有しながら地域の公共施設での将来像、主に箱物になりますけれども、議論、検討していく場を持つことが重要と考えています。まちづくり協議会が将来的に協議する場になると考えていますが町の見解と具体的な時期について伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今後計画を策定していくに当たりまして町民との協議等についてのご質問でございますが、現在町のほうで予定しておりますのは平成 27 年度に向けては現有の公共施設の調査、実態把握を行っていくということで、その実態把握を当然町民のほうにも情報共有をして、それから協議を進めてまいりたいというふうに考えております。その実態把握をするために 27 年度は調査委託をかけてまいります。その後に町民との協議、今地域協議会の話が出ましたけれども、その協議体につきましてはまだ検討中でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田です。民間のコンサルタントとの地域振興にかかわる覚書が9月1日付けで締結されましたが、このような民間のノウハウを公共施設の総合管理にも活用する動きが見られます。千葉県の流山市では各部署で管理していたものを総括し民間に委託することで経費削減効果を生み出しています。人口の多い市とまちでは事情が異なりPPPなどの民間活用も余り期待できないと私は感じておりますが、白老町には白老町に合った経費削減効果を見出すべきと考えています。先日の防犯灯のLED化はまさにスピーディーにほかの自治体に先駆けて申請したもので日頃の真摯な仕事への取り組みの成果であると敬意を表しています。これによる経費削減効果やいち早く新電力に切りかえ電気代を7%削減したことなどは高く評価するところです。将来的なまちづくりの視点から検討していくべきと考えますが、まちに合った公共施設の今後の展望について理事者にお尋ねして1項目めの最後の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公共施設なのですが土木施設もあわせてなので、1問目で答弁したとおり多くが同じような時期に建てられたりつくられたりして今本当に老朽化が激しく進んでおります。建物等については本当に劣化が激しいところがありますので計画的に対策を進めなければならない。その対策というのはただ直すのではなくて本当にその地域にとってこの建物、施設が必要なかどうか。もしくは大きな地域で考えるとそこに2つではなくて1つにするべきだということを町民と議論をしながら計画的に進めなければならないというふうに考えております。計画的に進めることが町財政の負担の軽減にもつながりますし施設の適正な配置にもつながると思いますので、今山田議員おっしゃっていたとおり来年度から組織を強化してこの計画をつくって計画に沿って進めていくということが一番大事だというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11 番、山田です。2項目めに移ります。2020 年民族共生の象徴となる空間の国立博物館開設に向けて観光地としてのイメージダウンとなる廃屋についてと、今後ふえ続けることが予想され廃屋につながるおそれのある空き家の対策について伺います。①、廃屋の現状と課題。②、廃屋解消に向けた対応について。③、空き家の適正管理について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 空き家廃屋についてのご質問であります。1項目めの廃屋の現状と課題についてであります。廃屋につきましては平成23年度に町内会の協力をいただき調査を実施したところ、空き家や危険廃屋とみなされる物件は57件となり今後も少子高齢化等の影響から増加することや管理不全な状態によって町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する損害の発生が考えられることから25年3月に条例を制定し空き家の適正管理対策に取り組んだところであります。条例制定後に危険性の高い廃屋に対し指導を行った結果8軒の廃屋が解体されましたが、所有者が解体や飛散防止対策などを実施する際の費用負担、所有者が死亡している場合の所有権などの権利関係が整理されていないなどの課題があり短期間での解決とはなりません引き続き廃屋の適正管理に取り組んでまいります。

2項目めの廃屋解消に向けた対応についてであります。廃屋の適正管理の指導については関係する課で白老町廃屋対策会議を設置し情報の交換や危険度の判定及び対応方法等の協議を行うとともに連携をとりながら条例に基づき立ち入り調査、助言、指導等を行っています。現在危険度が高い16軒に対し解体撤去や主に文書や自宅訪問をして指導を行っております。

3項目めの空き家の適正管理についてであります。空き家として台帳管理している物件にはまだ廃屋に至っていない家屋がありますが、これらの物件について維持管理がされていない状況ではいずれ廃屋となる予備軍であります。このことから所有者の確認を行い物件の管理状況を把握し連絡がとれる状況とした上で適正管理の指導等を行っております。しかしながら町内にある全ての空き家の把握や廃屋としないための空き家の活用方法、処理困難な廃屋の対策など課題も残されていることから今後も引き続き課題や対策等を検討しながら取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。白老町空き家等の適正管理に関する条例は平成25年4月に施行され1年以上が経過しました。この条例がどのように活用されているのかを含めて伺います。まず条例を制定した効果をどのように捉えているか伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 条例制定の効果についてお答えしたいと思います。まず平成23年に町内会の協力を得て調査をした段階で57軒の廃屋があったという状況です。先ほどの町長のほうから答弁ありまして8軒が解体されておりますけれども、調査以降全部で12軒ほどの廃屋が整備され解体されているという状況であります。まず条例制定前には4軒の廃屋が解体されていまして制定後は8軒こういったような内訳になっております。条例の規定の中では指導だとか勧告、命令、公表それから行政代執行まで条例としては定めておりますけれども現在は指導までの段階でございます。今後勧告とか命令こういった部分につきましては案件によっては発生するかというふうに考えております。それから安全代行措置だとか行政執行等も条例では定めておりますけれども、費用の問題とかがあって実際やるとすればその部分については総合的に考えていかなければだめだというふうには考えております。今まで法的な拘束力のない行政指導を行っていたわけですが、条例制定からは条例に基づいた指導ができるという部分

での適正管理を促す効果があるというふうに捉えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 条例を制定したことによって後押しされて職員が仕事をしやすくなったというふうに理解しました。具体的にお尋ねしますが、36 号線沿いで目につく国道沿いの廃屋、例えば竹浦のスパランドの付近の廃屋や虎杖浜の飲食店だった建物などについて話せる範囲で結構ですので対応状況をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 個々の廃屋の部分ですけれども余り詳しく答えられないことはお許し願いたいと思います。最初に竹浦のスパランドのところにある海産物を売っていた廃屋です。この部分につきましてはそこを営業していた会社が倒産しまして銀行に債権が移って、それ以降債権回収業者に権限が移っています。そこが倒産した状態なので物件としては宙に浮いているような状況です。今ちょっと土地の動きがありますのでそういった部分を含めて今後どうなるかという動きは見ていきたいというふうに思っております。それから虎杖浜の部分につきましても同じく土地の動きがあるという情報を得ていますのでそれもあわせて今後見ていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○副委員長（山田和子君） 11 番、山田です。個別にいろいろと状況がありますので丁寧な対応を引き続きしていただきたいと思います。

廃屋が問題化するのには老朽化で破片等が落下する、ごみなどが投棄される、倒壊の危険がある、火災の危険がある、怪しい青少年がたむろするとか良好な景観を阻害しまちのイメージを低下させているということなどを理由に行政の関係部門に町民から苦情という形で伝えられていると思います。庁舎内に生活環境課、建設課、消防本部、財政税務課、上下水道課、子ども課の 6 部署で構成する答弁にもありましたが廃屋対策会議が設置されていると伺っておりますが、この会議の定例化であるとか各部署との連携の対策など進捗状況を詳しく伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 白老町廃屋対策会議の件についてお答えしたいと思います。この会議につきましては毎年 2 回から 3 回をめぐりに開催しております。年度の初めに今年度取り組むべき廃屋等の危険度だとか何を先に取り組んでいくとかそういった内容を協議しております。その段階でその物件に対する情報だとか、それから今いったような判断とか、それからどういったような指導方法をしていくかだとかそういったことを関係する課で集まって協議をしているといった内容でございます。それに基づきまして生活環境課のほうで指導を行うということになりまして、その結果を含めて年度の中間あるいは後半に状況を報告するとともに新しくふえた廃屋等も加えた中で情報交換を行っていくといったような内容で会議を開催して廃屋対策に取り組んでいるとこういったような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。ニセコ町の景観条例でも廃屋の撤去の命令や代執行の規定がありますがまだ1件も行われていないようです。行政代執行はいわば非常事態で頻繁に行えるものではありません。廃屋撤去は皆さんご存じのように所有者探しが難航したり、空き家を解体しないほうが得をする税の制度があったりで難しいのは十分理解できます。しかし例えば所有者が経費を負担するのが前提で地域町内会が自分たちでできる部分は手伝いたいとの申し出があった場合解体できる可能性があるのでしょうか、またこれにはどんな課題があるのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 廃屋解体に関する町内会の協力の部分です。例えば解体しなければだめな廃屋があった場合、その廃屋を解体すると最終的にごみが残ってしまいます。そのごみは最終的に処理をしないとならないのですけれども当然お金がかかります。その負担をどうするかといった部分が出てくるのがまず課題の1つにあります。また大きな家でしたら解体するための重機だとかこういったものも必要になりますし、これを借りてくる経費もかかってきます。それから仮に町内会の方が協力してやってもらうということになれば手でできる作業はできるという形になるでしょうけど危険性が伴いますのでそういったものをどうやって解決していくのかということだとか、基本的に所有者がいるという場合なので所有者との協議が出てくるだろうといったような課題があります。全部の解体が全て解決できれば解体することは可能になると思いますけれども現実としてはなかなか難しいかというふうに思います。どうしても処理費用がかかってきます。それを所有者の方が負担してくれますということになれば町内会でできる範囲内のことはできていくかというふうに思いますけれども、そういった中でちょっと難しいというふうには捉えています。ただ町内会の中で協力いただけることがあるというふうに考えておりますので、そういった部分については町内会と相談した中で進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

[11番 山田和子君登壇]

○11 番（山田和子君） 解体費用の助成制度についてお尋ねしようと思うのですが、その前に1点空き家の活用対策について先にお尋ねします。ほかの自治体の空き家活用対策は地域住民の協力を得ながら空き家を台帳化し、民間と連携した空き家バンクの制度化ですとか高齢者の住みかえ支援制度というものがありません。高齢者の住みかえ支援制度は病院や買い物に不便なところに住んでいる高齢者がまちの中心部に住みかえのために宅建業者と連携し空き家を活用する制度ですが、所有者との協議によりますけれども家賃を低く設定するなどして子育て世帯の住みかえ支援としても空き家を活用できるのではないかと考えています。先ほどの廃屋対策会議の中で今後空き家が増加し廃屋化していくことを未然に防ぐ対策を考えていくことも必要だと考えていますがその見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 廃屋になる前の空き家の部分での活用方法についてですけれども、現状ではこういったような活用方法がありますというふうに関係課が集まった会議の中では実際取り上げられている部分ではありません。ただ今後こういった廃屋を防ぐ手法の1つと

しての空き家をどういうふうを活用していくかということは検討していかないとだめかというふうに思っております。今議員いわれた住みかえ制度についても検討しながら、どういった方法がいいのかといったような部分について関係する課あるいはその課だけでは足りない部分についてはそれぞれの課と協議しながら進めていくことになるかというふうに感じております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 公住も老朽化しておりますし、それを更新するというよりは空いてきている空き家を活用して子育て世代が住みかえしていくというのはいい手法ではないかというふうに考えておりますのでぜひ検討していただきたいと思っております。

解体費用の助成制度についてですが具体的に例を挙げますと新得町の50万円を限度とした廃屋解体撤去費の2分の1の補助、西興部村の美しい村づくり事業推進補助金でも村算定費用から諸経費を除いた2分の1の補助金が助成されます。またここでは平成21年度より補助金の20%5万円を限度として商工会発行の商品券でそれが支払われていて地域経済の振興策にもなっています。財政健全化プラン中の本町では補助金制度は大変厳しいとは思いますが、冒頭申し上げましたとおり2020年に向けて年間さらに1件でも2件でもきちんとしたルールを設けた上で廃屋除去を進めていくべきと考えています。こういった地方の動きの支援をするために国の動きもあるのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 廃屋解体等の補助金の制度の関係ですけれども、今議員お話されたとおり道内にもいろいろな制度を持っております。いろいろな制度がありますけれども解体にかかった費用の2分の1最高何万円までといったような内容で制度をつくっている部分があります。それとその制度を受けるためにいろいろな条件が出てきたりしてそういった中で制度を活用しているという部分があります。この部分については当然財源が必要になりますけれども、国のほうでことしの4月からちょっと話が出ていましたけれども特別措置法的なものが4月の国会で出るといっていたのですけれどもずっと延びてきまして11月19日に措置法が成立しております。そういった国の動きがあるということも情報として入っている今の状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 今おっしゃったようにさきの解散前の国会で空き家対策推進特別措置法が可決成立しました。廃屋となった木造家屋の解体費用はそれほど高額ではないと聞いております。所有者も補助金制度があれば解体する可能性も高くなります。国も支援に乗り出しました。法の施行は少し先の話ですけれども年に1件でも2件でも危険な廃屋が除去されるようにまちとしても本腰を入れるべきではないかと考えております。最後の質問になります。理事者の見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 空き家と廃屋なのですが確かに2020年の象徴空間で多くの方々が白老町に来町していただけるというふうに期待をしている中で、ポロト湖周辺だけではなくて社台から虎杖浜まで入ってきたお客様に対して廃屋というのは余りいいイメージがないということで、

まず 25 年 3 月にこの廃屋の条例を制定して結果的には今 8 件の廃屋が解体されましたが、今山田議員おっしゃるとおりまだまだ廃屋そして空き家がたくさんある中でこれらについて管理をきちんと町としての姿勢を持っていかなければならないというふうに考えておりますし、まず空き家が廃屋になる前にどういう対策をしなければならないかというのは行政だけではなくて民間の活力と両方連携して取り組んでいきたいと考えております。それに合わせて廃屋なのですが今いったように国のほうが特別措置法で補償の対象が拡充になるということでもありますので、この辺は国と連携をしながら進んでいきたいというふうに考えております。ただ本当に 1 問目でもお話したとおり補助金があれば解体ができる人はまだ話は進むのですが、今お金がなくて解体できないという方と所有者がなかなか見つからない、もしくは見つかったもお金がないということに対してはきちんとまちの政策によってその廃屋を解体して景観をきれいにしなければならないというところまで考えていかなければならないというふうに思っております。全ては最後は予算がかかることですので予算が白老町でも財政健全化の中で補助ができる範囲で一つずつ解決もしていきたいと思っておりますし、景観を維持するというのもあわせて来年度からも 2020 年に向けて強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 何となく補助制度ができそうなにおいがしたのですけれども期待しております。

1 項目めと 2 項目めに共通しましたことは現状把握と将来計画をきちんと立てて、いつでも国の補助制度に申請できる体制を整えていくことが肝心ということをお伝えした次第です。廃屋に関しましても空き家等対策計画を策定しなくては国の支援は得られません。地方創生関連 2 法案も成立しましたが地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定しなくてはなりません。自治体が主体的にビジョンを描くことが必要で、国はあくまでそれにふさわしい応援をしていく立場だという認識を示しました。仕事の事前準備の大切さをあらわす言葉で段取り 8 分仕事 2 分があります。意味はここで申し上げるまでもありませんが今後ますます基本的データの管理が重要になってきます。職員の皆さんの段取り力に期待して質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後の質問ということで 1 点目も含めて行政の姿勢のあり方というようなことが問われたのかというふうに思います。今非常に定員管理等々で職員も減少してきておりますけれども、やはり攻めるところは攻める、守るところは守るという姿勢の中で行政がどの程度将来に向けてビジョンを持つかということが必要だと思っております。そのためには先、先に仕事ができる体制といいますか、今現状をどうするかというのは後手後手に回ってしまうというふうに思っていますし、そのためにはそういうような仕組みづくり、体制づくりが必要なのかということは原則的には当然そういうふうに思っています。私どももやはり行政の職員ですからこのまちをどうしましょうかというようなことをリードするといったらちょっと語弊がありますけれども、町民と協議する段階では行政もビジョンを持った中で協議していくというような姿勢の中で先、先に国の活用がうまくできるようなそういうような基礎資料も含めて行政のほうの体制の中で整理していかないとだめだというふうに思っています。考え方としてはそういうこと

なのですが、実態としてなかなか職員数も厳しい中で先ほどの1問目でありましたけれども組織体制の組んでいかなければだめだというようなときにどういう部署で兼ねてできるかということを含めて、気持ちとしてはそういう形で私どもも取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 以上で11番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 10時54分

---

再 開 午前 11時05分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

---

◇大 淵 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員、登壇願います。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、共産党の大淵紀夫でございます。町長に1点、町財政について伺いたいと思います。1つは26年度の財政収支の見通しについて伺いたいと思います。収支の状況、それから財政健全化外の状況について、あと過疎債の運用と見通しについて、町民負担、特に下水道、水道の料金の関係での考え方について、白老第3商港区について、公債費削減対策について、財政健全化プランの基本的な考え方について、ふるさと納税の現状について、町立病院の方向性について伺いたいと思います。

次に平成27年度予算編成について伺いたいと思いますが、基本的な考え方、財政健全化プランとまちの基本計画、実施計画との整合性について、過疎債の運用具体化と起債額について、歳入増の要因、歳出増の要因について、公約との関係性について、最後に財政調整基金の基本的な考え方について。項目は多いですが根本的な考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政についてのご質問であります。1項目めの平成26年度の財政収支の見通しについてであります。1点目の収支状況につきましては歳入の普通交付税が予算額を1億36万円上回り補正財源として留保していましたが、9月に発生した集中豪雨による災害復旧費の財源に充当したことから現在の留保額は4,559万円になり12月以降の補正のための財源として充当していくことが見込まれております。そのため決算見込みは例年どおりの不用額を繰り越しできる見込みであることから黒字額を確保できるものと考えております。

2点目の財政健全化プラン外の状況につきましては9月に発生した集中豪雨による災害復旧費、国の施策である番号制度導入事業等の財源が財政健全化プランに計上されていない経費の補正を行っております。また年度内においても予測が立たない除雪費等の経費が発生する可能性もありますが、不測の場合の対応は財政調整基金の繰り入れも想定されるものと考えております。

3点目の過疎債の運用と見通しにつきましては今年度の予算に計上している地方債発行額を要望しておりますが、今年度は過疎指定された市町村の増加で要望額が全国的に増加している状況

に当たるため要望額を全額発行できない状況から交付税措置のないものを優先して借入れを行うことといたします。

4点目の町民負担下水道、水道の考え方につきましては水道、下水道の料金につきましては利用された方々に応分のご負担をいただくことで会計の収支バランスが保たれ公営企業としての経営が成り立つ仕組みになっております。水道料金につきましては現在5年間に限り基本料金を減額する措置を政策的に取り入れておりますが、平成28年4月使用分から従前の体系に戻り通常料金をいただくことで今後も収支バランスが保たれていくものと考えております。また下水道使用料につきましては財政健全化プランの重点事項の一つにも位置づけておりますが27年4月使用分から料金改定を行うことで進めております。利用者のご負担を伴うことでありますが下水道事業特別会計の健全化を維持し、さらに一般会計の負担軽減につながるための措置であり本定例会に改正案をご提案申し上げているところであります。

5点目の白老港第3商港区につきましては、財政健全化プランどおり平成32年までとして進めており、今年度は静穏度向上を図るため防波堤西外のケーソン製作4函（延長80メートル）とケーソン据付2函（延長40メートル）を行っております。

6点目の公債費削減対策につきましては地方債の発行額を毎年減少させ将来の公債費の償還額を削減していくことが一般的な財政運営になりますが、財源に余裕ができる財政状況になれば高金利等の公債費を繰り上げて償還していくことも公債費の削減対策だと考えております。

7点目の財政健全化プランの基本的な考え方につきましては計画期間の収支状況を的確に捉え歳入歳出のバランスを考慮しながら財政運営を進め、一日でも早く全会計の財政健全化を着実に進め黒字化を目指すとともに財政健全化法に基づく財政健全化判断比率を発生させない取り組みであると考えています。

8点目のふるさと納税の現状につきましては9月1日から新たな制度で実施したところでありますが、全国各地から申し出があり白老町頑張れといったコメントが寄せられております。11月28日現在の寄附申し出は1,734件、2,727万5,000円を受けつけました。全国の方々から白老町の特産品である白老牛、虎杖浜タラコ、毛ガニなどの電話照会も急増している状況であり感謝を申し上げる次第であります。

9点目の町立病院の方向性につきましては病院改築基本方針の策定に当たって早期に検討体制を整えることを議会へ説明してきたところでありますが、本年10月に町立病院医療従事者を中心とした病院専門部会を立ち上げ各部門の課題や医療方針、さらには新病院の施設規模、診療科目の新設などの検討に着手したところであります。また改築事業費については財源の確保など財政健全化プランとの整合性を十分に図りながら方針をまとめる考えにあります。したがって現段階においては病院改築基本方針をお示しできる状況にありませんが、財政健全化プランの見直し時に一定の方向性をまとめたいと考えております。

2項目めの平成27年度予算編成のご質問であります。1点目の基本的な考えにつきましては毎年歳入財源が減少し一方で歳出を増加している状況になっていることから、予算編成については歳入財源に見合った歳出の組み立てが重要になります。そのことを遵守することが財政健全化の基本的な考え方と認識しております。しかし行政課題や懸案事項等の取り組みに際しては各種補助制度の活用や地方債の発行を行っていきませんが、財政健全化プランで定められた枠の範囲内の発行額で事業を進めていく財政運営が必要であると考えております。

2点目の財政健全化プランと総合計画との整合性につきましては、財政健全化プランにおける総合計画の事業費にかかわるものとしましては投資的経費の抑制として一般財源を年1.5億円以内、起債の抑制として投資的経費における起債発行額は臨時財政対策債を含み単年度平均7億円以内としております。このことから実施計画では臨時事業費における一般財源及び起債の年度ごとの集計額はその範囲内とすることで整合性を図っております。また27年度予算編成においては緊急性や法改正等による新たな必要性が生じた事業のほかは実施計画に掲載された事業を優先して財源の範囲内で選択していくことになります。

3点目の過疎債の運用具体化と起債枠につきましては、地方債の発行枠は財政健全化プランで定めた枠内で財政運営を進めてまいります。過疎債の活用の場合も同様な取り扱いを進めてまいります。具体的な運用につきましては現在予算編成中であることから27年度予算案の提案で示してまいります。

4点目と5点目の歳入増と歳出増の要因につきましては、27年度の予算編成は現在経常経費の予算要求書の査定を進めている状況にあることから歳入歳出の増減要因についてはお示しできません。概略については歳入の町税は町民税が経済状況の低迷から前年度を下回り固定資産税は3年に1度の評価替えで土地の下落、住宅建築の減少、償却資産は太陽光発電の設備投資があるものの企業の設備投資が減少し大幅に税収が減少する見込みであります。地方交付税は選挙の影響で国の予算編成が遅れる見込みから地方財政計画が示される時期が遅れ予算編成に影響が出るのが危惧されます。歳出は社会保障費の増加、電気料金の値上げや燃料費の高騰などで増加が見込まれている状況にあります。

6点目の公約との関係につきましては総合計画において町長公約をまちづくりの優先施策として実行していくため基本計画の中で整合性を確保するとともに、実施計画において具体的な取り組み内容や実施期間を明らかにし計画との一体的な進行管理を行うこととしております。27年度予算編成につきましても実施計画に示した内容を優先的に検討してまいります。

7点目の財政調整基金の考え方につきましては、26年度の決算につきましては例年どおりの不用額が繰り越しされる見込みであることから黒字額の2分の1を積み立てることになります。しかし27年度の予算編成では歳入財源が大幅に減少する見込みであることから、町税の賦課決定と普通交付税の算定結果によっては補正財源を確保できない場合もあるので財政調整基金の繰り入れも予想されると考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。歳入でいえば特別交付税の状況それから過疎債の状況がまだよく掴めていないというような答弁がありましたけれども、この過疎債の運用による町単費の削減それからふるさと納税がわりと順調にいつているということなのですけれども、不用額の整理は十分理解できるのですけれどもどの程度見込める状況だというふうに今は押さえておりますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 算定のご質問でございますけれども、まず特別交付税につきましては12月分のルール分でございますが、きょう、あす中に道のほうから通知が

来るものと情報が入っております。ですから来てみないと数字についてはお示しできない状況でございます。

あと過疎債の運用方法についても毎年全額配分されるということではなくて一定の枠の範囲内で各市町村に要望額が示される状況になりますけれども、本年度については全国的に市町村が過疎指定になっておりまして私どもの要望額を満たしている状況にはございません。今二次の申請を行っておりましてその中で状況がはっきりして見えてくるかと思っております。

また過疎債の運用につきましては充当率 100%でございますので一般財源が必要で、その部分が留保財源に持っていけるというようなメリットもありますので次年度の予算編成についてもそういう状況がございますので余った一般財源を留保できることがメリットとして捉えていますのでその辺を十分に使用していきたいと考えています。

また3点目のふるさと納税の状況は今町長のほうから答弁いたしましたけれども11月末で2,700万円ほど来ていまして、実は特産品の一部がもう欠品したということでそういう状況もございまして今は若干落ちぎみでございましてけれども、間違いなく3,000万円はいく状況にございますので、その半分、2分の1の特産品を引いた部分の1,500万円ほどは財源的に使用していける状況ではないかと捉えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。

それで過疎債なのですが、実際にはわからないということなのだけども町としてどれぐらい要求していて、その何割というのはいいですからどれぐらい要求していてどういう中身のものなのかもちょっと具体的に。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本来は全額要望していきたいところですがけれども事前に枠というものがございまして、まだ確定的ではないのですけれども本年度行っている食育防災センターを何とか借りられるという状況にあるという情報もいただいておりますので、それを含めて2億5,000万円程度の過疎債を発行できるのではないかとということで、まだ調整中ではございますけれども最終的にどのような数字になるかはまだ今後の状況になりますので、まだ確定的ではございませんけれども食育防災センターが借りられる状況であれば、一般財源である基金も残せる状況にございますので、今調整中ではございますけれどもなるべくそこを借りていきたいと。もしくは町長も答弁しておりますとおり交付税の措置がないと道路事業とかをなるべく借りて、港湾だとか自然災害防止債のような交付税が裏があるようなものはちょっと置いておいて、なるべく交付税措置のないものを優先して借り入れを行っていきたくて考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の答弁なのですが、もちろん確定していないということは十分わかりました。ただそうすると食育防災センターの町の持ち出し、単費の持ち出しはどのぐらいでしたか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 食育防災センターの裏財源としては教育施設整備基金を約1億3,000万円ほど入れる予定でございましたので、その部分が財源として浮いてくる状況にあるのかと。まだ確定ではありませんので財源的にはそういう状況でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そういう点でいうとやっぱりこの過疎債をどう使うか。当然それだけ分起債がふえますから。そこは十分規則的にきちんとしなければいけませんけれども、これはやっぱり1つ非常に大きな要因になるというふうに理解をいたしました。

もう1つは歳出の部分で答弁ありましたけれども、除雪災害等のプラス要因それから人勧の関係等々ございますが、現在の交付税先ほど4,000万円とありましたけれども12月段階では2,000万円の留保財源で対応できる、もちろん特別なことが起こったら別ですけど一般的にいえば3月まで2,000万円で対応できるような状況にありますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 町長の答弁のほうでは4,000万という答弁でございますけれども、本定例会に予算補正しておりますのは約2,000万円でございますので、それでいくと議員おっしゃっているとおり現在2,000万円ほどの留保財源でございますので、3月議会では毎年不用額の整理等ございまして一般財源を持ち出すという状況は過去のこの数年間を見てると余りございませんので、除雪だけがちょっと心配でございまして毎年でやはり、つい最近四国も大雪ということ、全道的にももう1メートルも降っているところもございますから、除雪が最低補償分の3回分約2,400万円を見ていますので、それ以上の出動が出ればこの2,000万円を充当していかなければいけない状況がございますので、それを含めて4,000万円あればドカ雪の3年前の状況でも何とかもちましたのでそれ以上財政調整基金を繰り入れるというような状況にはならないかと予想はしております。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。その点わかりました。

次の項目に移りますけれどもプランの中で計画しているものがございまして今回の人勧の件費、それは今回持ち出さないというのは知っていますけれども将来的に含めて、それから大雨災害による歳出の増こういうものはプランに影響は与える、見直しの迫られるような中身になりますか。

もう1つは過疎債の運用が来年度も行われるわけですが、そういうことを含めてプランの見直しについては見直しに影響を与えるような状況にあるかどうかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本年度の補正予算の提案の中で本定例会で人事院勧告の条例案のご説明をした中で総務課長のほうからご説明申し上げたとおりです。今回職員の分の人事院勧告のアップ分につきましては何とか当初からの予算の中で消化できるというような状況にございましたので補正予算を提案するには至っておりません。全会計も含めてそうです。

議会の部分だけがちょっと提案させていただきました。

災害も本年度のような状況がございましたので今後は財政健全化プランの中で見込めない財源としてはこのような大災害のようなものがございましたら当然プランの中ではそういう想定はしておりませんので、今年度のような普通交付税が上回る状況がありましたから財源として何とか充当できたという状況ございますけれども、通常年であればそこはやはり財政調整基金に頼るのが一般的な考えでございますので今後についても財政調整基金の中でやりくりをしていくと。まだスタートでございますけれども今後プランどおり積み立てた中でいつ何時そういう災害がある可能性もございますのでそういう対応をしていきたいと考えております。

また人事院勧告も今後どのような景気状況になって財源が必要になるか状況には見込めないのですけれども、その中でも何とか財政調整基金とかそういうもので対応していくしか今後の中では考えられないかと思っています。

過疎債は先ほどから答弁しているとおおり 100%の充当率でございますので一般財源がその部分で留保されるとか浮いてくる状況がございますので。ただ答弁したとおおり非常に歳入財源が減少している状況でございますのでなかなか思うように一般財源が留保できるような状況にございませんので、それは今回の予算編成の中で今後3月に提案してまいりたいと思っておりますけれどもいろいろな削減も含めて行っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。次に移ります。下水道料金の値上げそれから水道料金の300円を戻すということは当然プラン内の計画であるということは承知をしております。議会としては町民生活の実態それから感情を十分考慮すべきというような一文をつけているような記憶をしておるのですけれども、実際に町長の政策は「笑顔あふれる元気なまちを目指します」とこれはメインスローガンでございます。暮らしやすいまちの考え方からすると、ここの部分だけを取り上げるというわけではないのですけれども、やはりそこは逸脱しているのではないかと。例えばこれはずっと例に挙げている隣の苫小牧市の約倍の下水道料金になる。これでは白老に本当に住んでもらえるようにはならないのではないかと。計画は十分承知できるのだけれどもここが政策的にどう見るかという部分なのです。実際にはその答弁が1つ。

もう1つは下水道と水道料金の見直しをすることによる町民負担の総額で年間どれぐらいになるのか。もちろん来年4月からだから来年の分と再来年の分は違うかもしれませんが。年間どれぐらいの増になるか。

それから標準1世帯の値上げの額。今回出たのは8%の値上げということですけど標準1世帯の値上げの額。

それから全道で下水道引っ張っている市町村は100幾つなのですから下水道料金はその何番目ぐらいになるのか。この点についてお尋ねをしたいと思います。下の3点はそういうことですけど上の部分は政策的な部分としてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは私のほうから後段の3点の部分をお話させていただきたいと思っております。今予定している8%改定した場合の年間のこちら側から見ての増収の見込み

の額になりますが、27年度で申し上げますとおおむね2,180万円程度の増収が見込んでございます。また28年度以降で申し上げますとおおむね2,600万円前後の増収の見込みとこのようにして考えてはおります。

2点目の標準家庭に対しての影響額の関係でございます。以前にも4人の家族で例えばの話水量が20トン使用した場合を例にとってお話しておりました。今回8%値上げの部分も同様の形の中でお話し申し上げますと、20トン使用の場合、現在の下水道使用料が4,017円ということになっておりますが、8%の改定後は4,341円ということで月額にして324円の差金が発生します。これを年で換算しますと3,888円の負担の増にはつながっていくとこのようなところでございます。

それから最後のそれであれば全道における位置関係としてはどのような形になるかということでございます。手持ちのデータは24年度までのデータしかございませんが、これをベースに考えたとき現在が道内でいえば上から数えて32番目の順位にあるというところでございます。これが8%の改定後は上から数えて19番の順位に変わっていくということで押さえてはおります。私からは以上でございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 水道会計、下水道会計の考え方がございますが、まずことしから始まった財政健全化プランで町財政の健全化を図るということでありまして。大淵議員おっしゃっているとおり町民個々の負担を考えると水道会計も下水道会計も負担になることは重々承知をしておりますが、これは特別会計でありますのでことし来年だけではなくこれから後世にまちづくりをしていっていただける子供たちのことまで先のことまで考えて今ここで水道料金そして下水道料金の使用料を会計にとって適正な健全化を維持するというのが目的でありますのでその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そういう視点から見るとそのとおりだと思います。これは下水道法でもそうになっています。ただ問題なのは今の人口減少と過疎化対策そして少子高齢化対策をどうするかという問題なのです。そこに住みやすいまちと政策が出てくるわけです。だから私は政策転換が必要だということです。現在第3商港区を含めた港の借金総額、ことしでいえば54億3,000万円まだ借金残っています。もちろん下水道はもっともっとありますけれども。港で毎年支払っている元利償還6億円です。町長1年間6億円です。交付税で見てもらっている分を引いたとしても2億円です。今答弁あったように町民負担は年間2,600万円です。私がいつているのはここで政策というのが出てくるのです。町長の政策。これは町長ができる範囲なのです。6億円が2億円が悪いとかいいとかそういう議論ではなくて、これだけのお金を町民が港の関係で払っていることは事実なのです。2億円というのは町民が払っているのです。今回上げたら2億6,000万円です。苦小牧の約倍の下水道料金になる。このことを政策として考えられないかということが私の質問の趣旨なのです。私の今までいつてきている政策転換というのはこういうことを政策転換ということです。そこでの見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 港湾に関しても同じなのですが、まずは第3商港区のことだと思うのですが第3商港区についてはもう9割9分完成が間近でありまして、確かに政策転換という意味では今ここでやめると大淵議員おっしゃるとおり財源が生まれます。ただここまで第3商港区を整備してきました私もポートセールスに行かせていただいているのですが、ポートセールスの中には静穏度が確立してから同じ机でお話をしましょうという声も多くいただいているところでもありますし、ここが今第3商港区をつくるかつからないかという議論であればまた議論の余地はあるかと思うのですが、財政健全化プランにも示しているとおおり7年に第3商港区の整備費を延ばしてまず完成をさせるということで通常よりも町民に負担をかけないために長くしたということが1つと、白老の港は白老町にとっての貴重な財産と武器であると思いますのでこの辺は歳入増につながるようにポートセールスをしていく考えであります。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。この件につきましてはこの後同僚議員が質問することになっていきますから深くは聞きません。是非はこの後聞きますから是非は別にして、米軍ヘリの組み立てに伴って港に入港しました。まず1つは現実的に収入、要するに日米合同演習のために入港した収入が幾らだったのか。今の答弁についていうのですけど。経費、例えば港湾課の職員の人件費や警備にかかった経費、その他の経費、歓迎含めてです。訪問等全て経費は幾らなのか。実際に第3商港区が日本製紙が使わないといった段階から今のようなそういうセールスに若干変わっていつている部分もありますけれども、実際に歳入歳出今いったように真水で2億円出ているわけです。私がいつているのは何もやめなさいといつているのではないのです。今まで私は景気がよくなるまでストップしてその後つくりなさいといつていたのです。ですからそこでいえば実際に経費というのは歳入歳出で、今回のヘリコプター組み立ての貨物船が防衛庁のお願いによって入った、そのことの歳入歳出の経費はどういうふうになっていますか。それだけです。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） それではお答えします。岸壁使用料収入としましては船が1万1,894総トンの船で1トン1日9円、12日間滞在したということで128万4,552円です。

それとかかった経費それはあくまで警備の費用しかかかっておりません。これがまた12日間で24時間見ましたので、この警備費用で100万1,807円です。あと臨時職員さんに時間外を支払ってましてそれが4万3,860円ございまして、全ての警備費用で104万5,667円でございます。トータルが残高としまして23万8,885円ということになっております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。是非については同僚議員がこの後質問しますから結構です。このことで実際に町民が今2億円払っているということに対してどう思うかということなのです。ですから政策転換というのは大型事業の見直しなのです。ですから7年延ばしたということについて私は評価しています。始めて延ばしたのだから。ただ僕はここまできたのだから中止ではなくて次に使うまで延ばしなさいといつているのです。実際に入っただから。僕はそういうことをいつているのです。実際に10月31日現在で1万8,437人の人口で割り直してみる

と支払総額6億7,658万1,000円。これは24年度です。24年度港で1年間払った金額です。これを割り返したら町民1人1年間に3万7,000円払っていることになるのです。ですから本当に費用対効果、下水道も諸証明も手数料も全部町側がいうときは費用対効果とおっしゃるのです。費用対効果のことについては前々回の議会で港湾課の職員の方が費用対効果が上がっていないということは認められましたから知っています。だけど現実問題として見たときに問題はこの数字を見て町民が納得できるような中身なのかということなのです。だからいつているのです。ですから政策転換というのはどういうことかということ町民に負担を与えない。町長がおっしゃる将来を見越すということは大切です。しかしこれ以上人口減少し、これ以上少子高齢化が進んだときに本当に町長まちの将来があると思いますか。ここが今政策転換の最も大切な部分なのです。ですから下水道や水道、保育所料金、国保、諸証明を含めた使用料手数料そして今の交通体系や道路事情を見たときに財政の問題だけではないのです。ここの政策転換がないと白老町の将来はないと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まずまちの将来像なのですが、今港と町民負担の件なのですがここだけではないと思っています。象徴空間も含めてまちには明るい材料がたくさんありますのでまちの将来像についてはまちの大きな活力というか魅力をどんどん活用していきたいというふうに考えております。その中で町民負担というお話だと思うのですが先ほどもお話ししたとおり、この第3商港区はことし昨年決まったわけではなくて何年も前から計画にのっとって進められた整備事業だと思っておりますし、今背後地の大きな企業の利用が進まないということもあるのですがそれは真摯に受けとめて協議を進めていっておりますし、またそのための第3商港区ではないので先ほども申し上げたとおり多くの予算をつぎ込んだ第3商港区でありますので、1回中止するという考えもあるとは思いますがもう9割9分、あと防波堤をつくるだけで整備が完了するここまできて中止をするというよりは今からポートセールスを行って、整備ができてからではまた5年、10年後という結果になると思いますので今は1日でも1年でも早くポートセールスをして完成の7年に向けて進んでいくという考えのほうが白老町の将来にとっていいことだと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そうであればもっと収入があるほうを考えなければだめです。先ほどの答弁でありましたように実際にあれだけ新聞報道されて大々的に宣伝されても実質収入見てください。幾らですか。費用対効果でいったらどんなことになりますか。私がいつているのはそういうことなのです。政策議論をするということはそこがなかったらだめなのです。費用対効果をどう見るか。そうしたらなぜ手数料上げるときこれだけ費用かかっているのだから町民の皆さん負担してください。印鑑証明上げます、住民票上げます、町民の皆さんにそんなこといえますか。あれだけ大々的にやって24万円そんなことで政策的にそのことが通じますかということをお願いいたします。それが1つです。

そして本当に今大切なのは何か。町長の公約である中学生までの医療費無料化、僕はこれは大賛成です。ぜひやってほしいと思っています。当然そのことは政策的には若い人たちを白老町に

呼び入れるという政策なのです。ところが下水道料金が苫小牧市の倍だったらどうなるかということなのです。今むかわ町は高校まで医療費無料化です。そして若い人たちを取り入れているのです。ですから政策をどう考えるか。例えば中学生まで医療費無料化したことによって町長の目玉政策で若い人を呼び入れることができるかといったら僕は今の状況では無理だと思います。下水道料金がこういう状況になったり諸証明が上がっていったら。ですからそこで今の財政難の中でどういう政策を打つかということが戸田町政の正念場なのです。中学生まで医療費無料化して人が入ってくると思いますか。ですからそのところを本当に町民と合意を勝ち取りながら政策形成をしていくということは、私はそのところが一番大切だと思うのです。本当にくどいですけどもう一度。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず中学生まで医療費無料化の件なのですが確かに今少子化問題、人口減少問題等々でこの中学生まで医療費の無料化というのは1つの大きな目玉であるのは間違いないのですが、財政が今こういう状況なので来年度に手法も含めて執行していきたいというふうに考えております。ただこれが少子化問題を解決するかということそれは1つの手法でありまして、もっと大きなまちづくりの観点で考えていかなければならないというふうに思っております。

また港の費用対効果の話なのですが確かに大渕議員いうようにあれだけ新聞報道でやって24万円の収益しかないというところのお話だったのですが、これは政策的に考えますと使用料だけの24万円を考えると費用対効果は少ないかもしれませんが全体的に考えると白老にはずっと白老駐屯地がもう何十年も前からあってまちと一緒に発展した経緯と、そこから生まれる防衛省もしくは自衛隊関係の交付税や事業補助金等々も考えますと、今回の港の利用だけではなくて今回の利用も含めて全体として白老のまちに寄与していただいているということを考えますと費用対効果はこの24万円だけにとどまらないというふうに考えておりますし、この協力体制こそが次のまた補助金とか交付税とかにも返ってくると思いますのでこれは大きな政策の判断だというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大渕紀夫議員。

[4番 大渕紀夫君登壇]

○4番（大渕紀夫君） 4番、大渕です。今の議論は違います。すりかえです。駐屯地があるということは危険度が非常にあるのです。町長わかりますか。事実危険度があるのです。東洋一といわれているのです。危険度があることに対して国がその自治体に対して費用負担するのは当たり前です。それは町民の命と権利を守るためには当然なのです。それでは今まで行政がいつている例えば使用料手数料に対する費用対効果とは何なのか。そこまで考えていますか。これだけかかったから上げますというのが費用対効果なのです。だって町民の皆さんにいつてそれで上げてきているわけだから。ですからここでの議論は平和問題等々は後に譲りますけれども、そこはそういう考え方で進むと全部そうなのです。町長のいつている意味でいうと防衛省の軍港化にしないと効果上がらないということをいつているのと同じことです。そうなりますでしょう。だって事実そうなのです。今の町長の答弁というのはそういう答弁なのです。なぜか、今まで弾薬庫もあって、そしてこれに関連して港つくってもらったから効果になっているのだと。それは全く違う議論でしょう。ですから僕はやっぱり一つ一つのを見たときに、それでは港については

私は漁港区賛成しました、第1商港区も賛成しました。ただ第3商港区含めてそれは反対しています。ですから大型公共事業を考えるときに本当にそういう将来、もちろんそのときは日本製紙が使うといったというのは我々も聞いていますからそれはそういうことなのでしょうけれども、ただやっぱりそこでどう政策を転換するかということが白老町の将来にとってはこの人口減少を食い止められのほどこなのかということをもっと真剣に考える必要があるということで私は政策転換の話をしているのです。そのところはどうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず訂正をお願いしたいのですが私今軍港化の話はしていません。費用対効果と第3商港区のなのですが、私は民間感覚でというお話もさせていただいております。港を活用した経済効果も含めて期待もしていますし、それに向けて努力を今している最中でございますので費用対効果が考えるとまだ数字にはあられていませんが、この第3商港区を活用してここに雇用が生まれる経済効果が生まれるという可能性を持っている大きな整備でございますのでここは力を入れていきたいというふうに考えておりますし、まず中止をして町民の負担よりは先を考えてこれをいかに活用していくかというところに力を入れていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 政策議論については以上にしておきまして、次に町立病院の関係について若干伺いたいと思います。方向性を決める最も大切なものは何かというとやっぱり病院の健全化計画に対してどういうふうになっているか。これが病院の問題では今一番大切な部分だと思っています。そういうことで入院や外来収支の状況を含めた計画に対する現在までの執行状況がどうなっているか。この点について伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず初めに町立病院の入院外来患者数の推移についてご答弁をしたいと思います。平成26年度の11月末における患者数実績でございますけれども、入院につきましては1日平均患者数31.5人、前年度同月比較といたしましては6.5人の増となっております。また経営改善計画の目標値が1日平均患者数30人でございますので1.5人の増となっております。今後も入院患者数30人程度を推移できれば経営改善計画に基づく入院患者数は達成できる見込みと考えております。

また外来患者数です。1日平均患者数ですけれども121.5人、前年度同月比較といたしましては3.2人の増となっております。また経営改善計画の目標値が1日平均患者数125人でございますので3.5人の減となっております。現状では計画改善目標値を下回っているところでございますけれども冬季間の患者数が昨年同程度で平均130人くらいを推移できれば年度末における計画の患者数もほぼ達成できるのではないかという見込みでございます。

次に病院の収支状況でございます。病院事業会計の26年10月末における収支状況でございます。医業収益が2億9,361万円に対しまして医業費用が3億9,356万円でございます、病院の実質的な赤字額であります医業損失につきましては9,995万円になっておりまして、前年度比較といたしましては5,730万円の現状では収支改善が図られているということでございます。

収支の内訳でございますけれども医業収支につきましては前年と比較いたしまして入院が

3,873万9,000円、外来が740万3,000円の増となっております。事業収益全体でありますけれども前年度比較といたしましては460万7,000円の増となっております。費用につきましては前年度同月比較といたしまして材料費と新会計制度に伴います利率負担の計上等で減価償却費はふえている状況でございますけれども、給与費が1,728万6,000円程度減となっておりますので医業費用総額といたしましては1,079万円の減となっている状況でございます。

先ほど患者数を申しましたけれども冬期間における入院、外来の患者数これが25年度の冬期間並みに推移していけば医業収益の増収を見込めるということで、先ほどいいました新会計制度に基づく医業費用の増加がございましてけれども何とか不良債務解消分の例年いただいている追加繰入金、現状では増額補正することなく経営改善計画の収支状況というものは達成できるという現状の見込みでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。病院の院長先生はじめ多くのスタッフの皆さん方の奮闘に敬意を表したいと思います。

先ほどの町長の答弁の中にありましたように院内に対策組織を立ち上げたということなのですが、名前ではなくてどういう方々がメンバーになっていて、活動内容やスケジュール、どのような方向性を出されるということで動いているのか。この点についてお尋ねをします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 町長のご答弁にございましたけれども本年10月に白老町立国民健康保険病院の運営基本方針の検討委員会の設置要綱に基づきまして、今現在の病院長が顧問という立場でございまして事務長である私が部会長という立場で院内の医療従事者を中心とした専門部会を立ち上げました。その中でまず院内医療従事者で検討する事項といたしまして、外来、入院、放射線科、臨床、生理検査、薬局等の診療技術局各部門の課題や医療方針さらには新病院の施設規模になりますので入院施設の病棟配置をどうするかとかそういう部分を検討していこうということと、町長のほうで先日出されました今後の新しい診療科目、例えばリハビリ科とか人工透析とかこちらの新設のものについても検討していくということで着手してございます。

専門部会の構成メンバーといたしましては先ほどいいました職員全部で17名の構成メンバーとなっております。専門部会の会議の進め方でございますけれどもやはり私も事務局等で各専門部会の委員の中で検討していただく基本的には計画だとかそういう素案をまずつくってそれを検討していただくという考え方を持っています。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私は1日も早く要するに3月を待たずに本庁舎内に病院の改築のための専門の人、組織これを立ち上げるべきだという考え方を持っています。なぜかといいますと現実的に今までも例えば3連携の問題でかなり議論が以前にございました。確か記憶によると見野町長さんだったと思うのですがけれども、記憶が正しければこのときも12月に室的なものをつくって1人の職員を配置して、そして4月からのスタートのときに一気にスタートできるようにどういう課題があつてということですと整理をしてもらおうと。私の記憶が

正しければそういうことをやられたことが実際にございます。僕はやっぱりこのところがとても大切で、例えば今嘱託の方でどなたでも構いませんけれどもそういう室なら室を設けて4月からきちんとスタートできるということが今とても必要だと思うのです。病院の中は中でやっていただく、外は外でそういうことをきちんとやっていく、ここが必要だと思うのですけど考え方はどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 体制の問題だというふうに理解しましたけれども、今いわれるように大きな事業といいますかそういう中では今までも、3連携は私ちょっと記憶にないのですけれども総合福祉センターを開設するときの準備室あるいは近間でいえば食育防災センターの担当課長とかそういうような体制の中でやっていかなければ、平常業務とあわせてそういうものものというは無理だというふうに思っていますので、いわゆる進行していく専門の人あるいはそれをまとめていく準備室なりそういうものは必要なかというふうに思っています。ただ今来年の4月から云々というようなお話もありましたけれども、今内部の検討会議を進めている中でこれはタイミングを見て私どもも組織の中で組み込んでいきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の答弁で理解しました。実は町長の公約の中に3つの約束というのがあるのです。その3番目に「民間感覚で行政の仕組みを変えます、慣例習慣にとらわれない組織をつくります」とあり、「社会変化に対応できる行政組織をゼロベースで見直します」とこうなっています。役場組織の組織、機構の見直し、機構改革等も含めて書いているのです。それで今の答弁でなかったらこれでやろうと思っていたのですけれども、実をいえばそういう柔軟な考えの中でこの室というのは早く立ち上げる。そして4月から動けるといようにすると。ですから専門の人がやっぱり1人は、嘱託の方かどなたになるかそれは別にしまして、そういう室と人事配置が3月前にされることそのことがとても私は大切だと思っています。民間の場合は必ずこういうふうにやられるはずなのです。今方針出したけど4月から仕切ってやろうというふうにはならないのです。先ほど政策論議していますけど私はここを従来の延長線上ではなく町長の政策に基づいて早く室を立ち上げるということをぜひやっていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 若干先ほどの答弁と重複する部分があるのですが、大きな事業を展開していくときに基盤となる組織体制をどうするかというようなことは先ほども申したとおり体制としては重要なのかというふうに思っています。今個別に病院の案件を捉えて準備室というようなお話がありましたけれども、タイミングを見てというようなお話をさせていただきました。その体制はそういうような形で必要だというような押さえ方はしていますけれどもタイミングを見てと思っています。というのは今組織がどうあるべきかというのは本当に組織は流動的だというふうに思っています。というのは社会情勢が変わればそれなりの対応をしていくというようなことで先ほどの一番目の議員さんのご質問にありまして、ある程度の国の施策に沿った計画の専門の部署といいますかそういうものも必要だろうと。あるいは象徴空間が2020年という

ようなことではそれを契機としてまちづくりをどうするか。象徴空間ゾーンの中は基本的には国の事業としてやりますけれども周辺整備をどうするか。これは本当の周辺に限らず白老町全体としてどう捉えるか。今まちづくりとしては部署としては企画になりますけれども特化して象徴空間のまちづくりというような形でいえばそこも体制を強化していかなければだめだというふうに思っています。室になるか、人間的な強化になるか、室的な強化になるかは別にしましてそういうようなことは私どもも組織体制の中でどう組み込んでいけるかというのは常に考えているところで、戻りますけれども病院についてもそういう時期になれば体制は組まなければだめだというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時07分

---

再 開 午後 1時10分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。来年度の過疎債の運用の具体化の問題なのですが、当然プランの中でいっている起債枠は守るという見解は前回も今回でも答弁でもいただいております。財政規律を守るという点でいえば非常にいい状況だと私は思っているわけなのですが、ただこれについてはこのままずっといけるのかどうかということもございます。過疎債のルール化というのは7億円の範囲でやるということで全く問題がないかどうかということが1つです。

それから実際に7億円のうち4億円が財源対策債か何かに当てられます。そうすると実際使えるのは3億円なのです。そうしますと実際に3億円を全部適用になったほうがいいわけですが、それ以外のものもございます。そうすると過疎債の恩恵というのは若干減るというふうにも思うわけです。総枠でいくとどういうことになっていくのかというのがちょっと見えないのですが、来年度の起債の過疎債での発行をこれぐらいの割合で発行したいということと効果額をどういうふうに見ているか。この点とルール化の問題だけ伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 来年度の予算編成につきましては予算編成でございますので確定的な答弁は申し上げられませんが、まず考え方としてはプランどおり7億円の範囲内、財源対策債を抜いて3億円という状況でございますけれども、ご存じのとおり過疎債というのは100%充当でございますので、そこに見込んでいた起債、通常70%充当ということになれば、その差額は一般財源が浮いてくる状況でございますのでその財源を新たなものにまた使えるという状況もございます。また一方では過疎債は70%交付税措置がございまして、1,000万円借りても700万円は交付税で今年度戻るといような状況でございます。それだけ見ると300万円の投資で済むという形になりますので従来の起債の考え方とはちょっと違う考え方になりますから、額的にはまだまだ多く借り入れる状況がございまして、実質公債比率の積算においてももの

公債費で交付税措置される部分は数字から抜いて計算しますから実際の消化額にオンした形でのっていかないという状況がございますので、本来は3億円以上借りられる状況は生まれてくるわけですけれどもその辺は財政規律を守りながら年度においては3億円を超える状況も生まれながら、町長も答弁しているとおりの財政健全化プランの中の残り6年間で増減があっても多い年は4億円少ない年は2億円とか極端な話でございますけれどもそういう調整をしながら、それと実質公債比率を勘案しながら今後借り入れ状況については多少の増減はあってもやむを得ないかと考えておりますけれども、基本線は財政規律をきちんと守ってプランどおりの考え方は踏襲していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。過疎債の関係についてはわかりました。現段階としてはルール化はしなくても十分枠の中でやるというふうに理解をいたしました。

もう1つプランで出ている歳入確保の問題なのです。1回目の答弁にありましたように来年度は税が落ちる可能性がかなり高いという状況なのです。使用料手数料等も収納率向上対策でかなりやっております。実際に税が今の予想で来年度どの程度落ちるのか。プランとの関係でどの程度落ちるのかという範囲をお尋ねしたいと思います。

もう1つは効果が非常に大きいと思うのは町有地の売却。これは効果が非常に大きいと。当然3セク債償還のために積むというふうにはなっていますが、これは進むことが非常に財政的には大きなプラスのメリットが出るというふうに思うのですけれども、先ほどからも象徴空間の問題が随分議論されていますけれども要するにポロト地区の売却ここが大きいと一つ思っているのですが、それはまだ全然箸にも棒にもかからない状況なのか。

もう1つはふるさと納税。来年度予算ではどの程度見ているのかというあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず来年度の歳入確保の件でございますけれども町税については町長のほうから答弁申し上げているとおりの3年に一度の評価替えということで固定資産税については相当減収する見込みでございます。今予算編成中でございますがプランでは町税含めて約1億2,000万円ぐらいの減収見込みでございましたけれども、現段階の集計段階では8,000万円ぐらいで減収分が終わるのではないだろうかと思っておりますので、財政健全化プランから申し上げますと5,000万円もしくは6,000万円ぐらい逆に減収が少なくなっているというような状況でございます。ただこれも賦課決定をしてみないと積算でございますのでなかなか状況が掴めない。住民税についてもまだ減少傾向にございましてわずかながら減少しております。その他法人町民税も含めてなかなか増収効果につながっていない、まだまだ地方になかなか経済の波及がされてこないという状況がございますので、トータルでそういう状況でございますのでまた新たに歳入確保という部分では償却資産の太陽光発電の部分も1,000万円程度は中に入っているのですけれども、いかんせん企業の設備投資の減少で新たな設備投資というのがございませんで減る一方でなかなかプラス効果はございませんので来年度に向けては相当減収する見込みでございます。再来年度以降はまだ先のことでございますけどオリックスの太陽光がございませ

ので、あれは相当面積もございますから相当な税収効果につながっていくのではないかという見込みがされている状況でございます。

3点目のふるさと納税につきましては先ほど答弁しましたけれども今年度9月からやりまして4カ月で3,000万円を少し超える確保は見込めるのではないかと思いますけれども、来年は4月以降1年間やった場合どのぐらい見込めるかというのが今後今寄附いただいている状況の中でそのまま見込めるのかどうかというのは難しい状況ですけれどもことは大体月600万円ぐらい。ちょっと最近になって特産品が欠品しました大分減収傾向にございますので月5,600万円ぐらいはカウムの的にできるのかという状況を踏まえて、まだ今は予算編成の中でどの程度予算編成で組めるかまだ今検討中でございますのでしっかりした金額は申せません。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ポロト地区のお話がありました。具体的に金額だとかそこら辺の交渉といいますかそれには至っておりません。ただ国のほうの動きとしてはスケジュール感からいくと逆算していくと28年度ぐらいの予算では計上してくると思います。ですから来年ぐらいにもうちょっと具体的な話になってくるというふうに思っています。ただあの土地につきましてはご存じのとおり公社で買い上げているというようなことですから、町が買い戻しということになりますのでその金額がそのまま増収ということにならないということです。それと当時の得た種類としては土地とそれから鉱泉地と建物というような区分の中で購入していますので、今回は土地の部分だけの売却というような話になろうと思いますのでその総額を比較するとどうなるのかというのは今後土地の単価といいますかそこら辺での押さえをしていかなければ確かな数字は出てこないという状況です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。1点だけ。今財政課長が答弁された件ですけれどもプランとの比較でいえば税含めて歳入の確保はプランの計画どおりにいくか、それともプラスになる要素があるというふうな理解でいいですか。いいですね、わかりました。

それでは次に財政健全化プランの財政調整基金の基本的な考え方なのです。これは前回も議論しているところなのですけれども最初の計画では26年度末の財調の積み立て額はゼロ、今回の計画で残高は1億800万円というふうになっています。9月議会でも随分議論したわけですけれども今後の考え方で積み増しをするというようなニュアンスと前回の議会では私は受けとめました。プランの計画書では財調は3セク債の延長分と水道会計から借りた分を積み立てるとこういうふうになっております。当然それ以上の余剰金が出た場合はプランは1年でも早く終了させるため起債の繰上償還に充てるというのがプランの基本的な考え方。今財調2億いくらかあります。1億800万円については私はいいと思うのですけれども基本的にはそういう考え方、計画書というのはそういうことではないのかと思うのですけどこの点のご見解を賜りたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 財政健全化プランでは議員が今おっしゃったとおりの計画の数字になってございますけれども、やはり財政運営を行っていく上では計画以上の財源が出た場合でも今年度のような災害等さまざまな要因で財政出動せざるを得ない状況というの

は今後も毎年続いてくるものだと考えておりました、そのためには一定額の財政調整基金というのは持っていないと安心できないというような状況を担当としても考えておりました、やはりプランで掲げた4億5,000万円をまずは担保していくと。計画期間中で前倒しできるものはしていった一定の余裕、このぐらい持てば何があっても大丈夫だといった年度において大淵議員のように健全化プランで1日も早く健全財政にしていかなないとだめだという基本方針はございますけれども、財源不足のためにはどうしても財政調整基金を持たなければいけない。来年度の場合も先ほど答弁したとおり歳入財源8,000万円も減額していく、一方で歳出はプランよりも伸びるといような状況がございまして、そこは大淵議員と見解の相違となるかと思っておりますけれども財政運営している立場で申し上げますとやはり一定の額は少しでもためていきたいという状況で積み増しできる分は積み増ししていきたいという考えでございまして。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 理解できないわけではないのです。ただ考え方としてあの計画というのは歳入歳出ゼロで組んでいるのです。当然3年ぐらい前のように歳入欠陥を起こした場合はそれなりのものを組むわけです。ですからそういうことが計画書にあるあのあらわれ方だと僕は思っています。なぜかというとならなければ初めから4億7,000万円を積みという計画にすべきなのです。最終年度に4億何千万円というのは最終年度の計画です。ですから考え方として見たときに計画は何のための計画か。初めから4億7,000万円積みまで計画書というのはつくるべきだと思うのです。そうでなかったら収支ゼロで余った分について積んでいきます。そして残った分は積む中身が決まっているにもかかわらず余剰財源が出たとき積んでいくというのは計画書の考え方としてはおかしいのです。ですから払って、そこで今課長がいわれたようにもし足りない部分があったときはそれはそのときに考えていくから計画なのです。僕はそこのところは本当に大切だと思っているのです。なぜか。これはいつも議会で取り上げられますけど白老町の実質公債費比率21.6%、夕張に次いで全道2位です。25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体なのです。ご存じのとおり現実的には白老町はここまでいっていないのです。ですから再生という言葉が使えるかどうかというのは別にしまして、今までも洞爺湖町や由仁町や中頓別町、確か美唄市もそうだったと思うのですけれども25%以上だったのです。実際に早期健全化団体だったのです。今は18%とかほとんどの市町村が下がっているのです。そういう状況になっているのです。ですから白老町でいえばなるべく18%以下に早くする、起債許可団体を脱却することが今の財政状況では必要だと。なぜ不慮の事故のために金をためなければだめなのか。計画でそうなっていないのですから。最終年度の計画が4億7,000万円、7%ですから私は早く今の起債を返すべきというふうに思うのですけれどももう一度。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 同じような発言になると思いますがけれどもこの間19年度からこういう財政状況になってきて思い起こせば24年度のときの歳入欠陥、あとき1億4,500万円交付税含めて歳入欠陥起こしました。あれを何とか財政運営できたのは財政調整基金があったからこそできました。あれがなければあの当初は赤字決算になったというような状況がございまして、今後もそういう状況の中でプランどおりそのまま収支があのとおりいけば大

測議員のいったような繰上償還も可能となってきますけれども、やはり財政というのは毎年動くものでございまして何があるかわかりません。そのためには一定の財政調整基金を積み立てるを得ない。あればそれを対応してその年度の財源調整を図れるというメリット、財政調整基金という大きなメリットでございましてそういう部分ではやはり財政基金を積み立てるということが大事ではないかと。また大測議員いいましたとおり財源不足になった場合はそれで食べばいいというその裏にはそういう財源がなければまた町民の皆さんのサービスを削る、いろいろな事務事業を削った中で歳出を削っていかなければそういう財源は生まれてきませんのでそのようなことは今後なかなか難しい状況にございますので、やはり一定額は保有するという考えのもとでいけば計画はそのとおりでございましてけれども積み増しをしていって一定の余裕ができたときには一日でも早い財政健全化に向けての繰上償還というのは当然やるべきだと私も考えているので何とかご理解願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大測紀夫議員。

〔4番 大測紀夫君登壇〕

○4番（大測紀夫君） 4番、大測です。何度もいうようですが当初のプランでは各計画年度の収支バランスは一番最初の計画では全部ゼロなのです。収支もゼロ財調もゼロだったのです。そういう計画を町が組んでいるのです。我々が組んだものではございません、町が組んでいるのです。そしてその後の計画の中で先ほどいったような形で財調を積むと。それは水道会計から借りなくても3セク債を延ばしたということなのです。事実こういう中で先ほどいったようにもちろん町有地売れた場合が一番いいのですけれどもそういうこともないでしょうからそこはわかるのだけれども、実質収支が黒字、当然収支はゼロというふうにはならないのです。町の考え方は当初はゼロで組んでいるのです。ですから私いうのです。当然今いわれたように最終的に財政組めなかったらという話がございました。僕はそれは違うと思っています。なぜ違うかというところと本当に町民負担がかかるというのは違うのです。今起債をどんどん返すということが財政的には好転するのです。ですからそれは支出財源が減ることになるのです。財調でもつか支出財源が減るかということは同じことなのです。一般家庭でもそうですけど金がたくさんあったら使いたくなるのです。僕が一番心配しているのは先ほどから副町長がいわれている象徴的施設の周辺整備です。ここに本当に使われるということが僕ははっきりいえば一番危険だと思っています。ですから今そのことを返すことがトータルでいえば同じことだとしたら金利のことを含めて返したほうが、つく金利よりも払っている金利が高いのだからそのほうが絶対に有利になるのです。ですからそういうことは不測の事態や留保の財源を持つという考え方に初めから計画プランはなっていないのです。プランは留保財源を持つとなっていないのです。ですから私はそうやっていうのです。計画を早く終わらせるそのことが本当の主眼だったと思うのです。ですから計画の基本は毎年収支ゼロ財調には決められた額を積み立てるとというのがプランの考え方ですから、その分については起債をきちんと償還して、そして支出財源を減らすとそのことのほうが町民の皆さんに対する負担は少なくなるというのが私の考えなのです。ですからこのところを私はぜひ、100歩譲りまして全額とはいいいません、余った金額の例えば黒字出たとき半額財調に積んで半額は繰り越します。半額でも起債償還に充てるべきだというふうに思うのですけれどもそのことを伺いまして私の最後の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 前回も同様の考え方のご質問を受けました。今回ご質問受けた中で私どもも財政担当課長等々とその考え方を整理して今回答弁のほうに持ってきているのですけれどもご質問の考え方としてはありだと思っっているのです。一般家庭でというようなお話ありましたがけれども簡単に自分も一般家庭でと考えたときに、やはり余裕があれば車の借金、家の借金これは早めに返しめしよう。だげど病気になった、何になったといつたときに現金がないと対応できないのではないかとということていけば、やはりある程度の突発的な事故のための現金は保有しておこう。それが安全策ということでの要因の1つです。

それから計画どおりいくのではないかと。いつているのであれば余った分ということなのですけれども計画どおりいくかどうかという保証は絶対はないのです。今年度たまたま黒字出ました、あるいは交付税が予想よりも入りました、だから繰り越しが多くなりましたというのはそうしたら来年どうなのかといつたときには、これは計算を甘く見ていたら危険な部分があるだろうというふうに思っています。今プランの中で4億5,000万円と財調の目標値を立ててはいますけれども、積み立ててはいますけれどもすぐそこにはいかない。やはりある程度の蓄えといひますか預貯金を持って有事の際に対応するというふうな考え方である程度の額は現金として持とうというように私どものほうとしては考えてはいます。確かに先に返還すると支出分が減りますからその部分ではという考え方は成り立つ部分はあると思ひますけれども、支出を少なくするのだから先に余った分をと。私どもは決して余った分、余剰の分というような押さえではなくてそれだけの有事の際に使う現金はある程度は置いておこうというふうに思っています。これがいわゆるプランでいう目標の4億円、5億円そこまで近づいたというのならそういう考えも成り立つかというふうに思っています。前回とまた財政担当課長の答弁したものと変わらない話になりますので、これでご質問が終るかどうかわかりませんが答弁とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 私がいつているのはプランという計画があるわけです。その計画にはちゃんと財政調整基金を積み立てるとなっているのです。なっていないのならいいのです。なっているのです。それを積み立ててはいけないといつているのではないのです。違うのです。それは十分積み立ててください、それは私も賛成します。ただ余剰ではないけどプランより出る。プランというものは計画ですから計画どおりにやっていくわけです。それではなぜ一番最初のときに財調は4億7,000万円まで積みますとそうならないのですか。計画とはそういうものかといっているのです。計画の本旨でいうと私は違うのではないかと。そこで詰めて議論するのではなくて僕はやっぱり基本的には早く21.6%を減らす。18%以下に早くする。それが町民が安心する最大のものなのです。現金あるからいいということにはならないのです。21.6%と新聞に出るわけだから。だから僕はいつのです。逆にいつと4億7,000万円積むのだったら18%割ってから積みめばいいのではないかとそういう議論だてて成り立つわけです。実際に起債はそういう形で制限されているのだから。政策的な考え方としてはそれでは計画は何だったのかということにならなひですかということなのです。それではなぜ4億5,000万円積むというふうに、ここまできたら返しますとそういうふうな計画ではなかったのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどもいいましたけれども考え方としては成り立つ部分だと思っています。ただ言葉尻ではないですけども計画どおりにやっていくのだからそういう考え方に成り立つのではないのかというようなお話がありましたけれども、計画は計画だからという話で計画はそのとおりにいくとは限らないというふうに思っていますので、これはそのとおりに歳入も歳出もこういう見込んだ金額が予定どおりになればその考え方も成り立つ部分があると思っていますけれども、今1億円あるいは2億円の財調が先ほどどのような突発的な事項に対して対応できるとするならばそれは現金がなければ対応できないというようなことですから、私どもは考え方としてはある程度といいますかそれなりの対応ができる財源を財調の中で確保していくということが安心・安全な財政運営になっていくというふうには思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、4番、大淵紀夫議員の一般質問を終了いたします。引き続き一般質問を続行いたします。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。役場の活性化と政策力を高める組織づくりについてと平成27年度予算編成と財政運営についての2項目質問します。

まず初めに役場の活性化と政策力を高める組織づくりについて10点質問いたします。

(1)、26年度の職員数、①、一般行政職、②、保育士職、③、消防職、④、看護医療職、⑤、嘱託職員、⑥、再任用職員と役職別人員、①、②、③、④及び構成比率について。

(2)、職員定数管理方針と過去3カ年の職員採用人数、退職者数及び27年度採用予定者数、退職予定者数について。

(3)、グループ制導入の目的と組織機能の実態について。

(4)、人事評価制度の運用と実施状況及び実態と成否について。

(5)、給与削減の推移と削減率、削減額の状況及び職員組織風土に与える影響等について。

(6)、管理職への魅力昇任意欲への低下の実態について。

(7)、給与体系と職層による給料等の逆転現象の実態及び見直しについて。

(8)、行政サービス、政策形成能力を高める人材基盤強化について。

(9)、役場組織の現状認識と信頼される活力ある役場組織づくりの取り組みについて。

(10)、教育委員会制度改革の概要ポイントと制度改革によって町教育委員会事務局体制がどう変わりどのような影響が考えられるかであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 役場の活性化と政策力を高める組織づくりの質問であります。1項目めの26年度職員数と役職別人数及び構成比率についてであります。12月1日現在の職員数の内訳は一般行政職144名、保育士職11名、消防職47名、看護医療職48名、嘱託職員48名、再任用職員5名の合計303名であります。正職員の役職別人数及び構成比率につきましては課長職

25名10%、主幹職47名18.8%、主査職76名30.4%、係職99名39.6%、医師職3名1.2%となっております。

2項目めの職員定数管理方針と職員採用人数、退職者数についてであります。職員定数管理方針は専門職などを除き原則退職者の2分の1の採用としておりますが多数の早期退職者の補充対応などに伴い3カ年で退職者53名に対して36名の採用となっております。また平成26年度退職予定者9名に対して27年度の採用人数は消防職、専門職と過去の欠員補充分を含め10名を予定しており定員管理計画に基づき実施しております。

3項目めのグループ制導入目的と組織機能の実態についてであります。グループ制はこれまでの係制を見直し組織の硬直化の防止、繁閑の差の解消、職員の能力発揮及び最少のコストで最大の効果を発揮することを目的に17年8月より実施してまいりました。グループ制にもそれぞれメリット・デメリットがあるものの、この導入によりグループ内での情報共有が進み一定の役割を果たしてきております。しかし組織は常に社会経済情勢の変化に対応しその時代に適合するよりよい体制を構築していかなければならないものであるため、今後も効率的・効果的な組織体制のあり方については検証したいと考えております。

4項目めの人事評価制度の運用と実施状況及び実態の成否についてであります。本町ではよりよい行政サービスを提供するためには人材育成や組織マネジメントの効果が急務であるとして能力実績に基づくやる気と働きがいの実現などを目的に19年度から人事評価制度を試行実施し20年度より運用を開始しております。評価結果については昇格や人事異動時の利用にとどまり給与面などの反映には至っておりませんが、本年地方公務員法の一部改正があり28年度からは人事評価制度の基本的枠組みは任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として評価結果を活用するものとされたことから今後はこれまでの制度を検証し再構築してまいります。

5項目めの給与削減の推移と削減率、削減額の状況及び影響についてであります。給与の削減の推移につきましては20年1月より地域給の現給保障解除5%に加え平均14%を実施し22年1月に平均2%に変更、さらに25年度からは現在の平均9.5%を実施し5年間で削減額は5億3,700万円と試算しております。公務員給与は生活給の側面とともに職務・職責に応じたものとして支給され、これにより職員の士気を確保するものであります。大幅な給与削減は職員の士気を低下させ組織の疲弊にもつながる恐れもあるため慎重な対応が求められますが、私はこれまで職員の協力があつたからこそ財政健全化へのさらなる一歩を踏み出せたものと捉えており、今後においても財政健全化はもちろんのこと懸案事項の早期解決に全力を注いでいきたいと考えております。

6項目めの管理職への魅力、昇任意欲の低下の実態についてであります。一般的に管理職になると処遇が変わりみずからの意思と責任で現場を改革、成長させてまちの発展に貢献できることとなりそのことに魅力を感じ努力している職員も多くおります。しかし現在管理職が抱える業務の多忙さや一般職との処遇の差異などにより必ずしも昇格を望まない職員も少なからず存在します。このことはどの組織にもいえることではありますが昇任意欲の低下を招くことのないよう業務の明確化や処遇の検証を行い組織の活性化に努めてまいります。

7項目めの給与体系と職層による給料等の逆転現象の実態及び見直しについてであります。25年4月から新たな職階別の削減率を実施したことで職階での月額給与の差が縮まり一部の職員で逆転現象が起きております。このことは職員の士気に少なからず影響を与えるものでありますの

で早期に見直さなければならないと考えております。

8項目めの行政サービス、政策形成能力を高める人材・人事基盤強化についてであります。厳しい社会環境の中にあつて役場職員は一人一人が組織目標の実現に向かい、その能力を最大限に発揮し組織の活性化と効果的・効率的な行政運営を図り町民に信頼される行政の実現を目指さなければなりません。そのためには職員個々のスキルアップと組織力向上のための人材育成をしつかり行う必要があると考えております。このことから資質の土台づくりとして新規採用職員を含めた若手職員にはOJT、中堅職員には専門研修など職場内研修を充実し人材育成に努めてまいります。

9項目めの役場組織の現状認識と信頼される活力ある役場（組織）づくりの取り組みについてであります。職員の大幅な給与削減や人員削減による業務量の増加に伴い職員は余裕のない状況にあり十分能力が発揮できない現状であると認識しておりますが、今一度公務員としての役割と自覚を喚起させるとともに将来への明確な役場ビジョンを示し職員の意識高揚と組織の活性化を図ってまいります。

10項目めの教育委員会制度改革に伴う影響等についてであります。今回の制度改革は教育の政治的な中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の町と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど教育委員会制度の抜本的な改革を行うものであります。改革のポイントとしては大きく4点ありますが1点目は現行の教育委員長と教育長を一本化し新教育長が教育委員会の代表者となること。2点目は教育長へのチェック機能を強化するとともに会議の透明化を図ること。3点目は教育行政の大綱や教育の条件整備などに関して首長と教育委員会が協議調整を行う総合教育会議を新設すること。4点目は教育行政の基本方針である大綱を首長が策定することです。今次の改正によって首長から直接任命された新教育長が教育委員会の代表者及び事務局の統括を兼ねることや地域の民意を代表する首長が大綱や総合教育会議を通じ連帯して責任を果たす体制になったことにより教育行政の責任体制の明確化、活性化が一層図られるものと捉えております。このことから地域における教育の質的な向上を一層図ることが重要となり教育委員会との役割分担、連携のあり方について検討していく必要があると考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは2問目に入ります。まず人口減少社会を迎えたことは行政全体が縮小し役場組織、行政のサービスのあり方に影響を及ぼすことから政策を前に動かす組織力、職員力の発揮が必須であります。町長のリーダーシップによってレベルの高い組織風土の構築が今求められております。

まず公務員十戒についてお聞きします。戸田町長は町民から変わったと思われる役場づくりのために職員の意識改革の一環として地域に飛び出す公務員ハンドブックの中から抜粋した公務員十戒の唱和を職員に命じて25年1月21日から始めています。唱和から約1年になろうとしていますが職員の理解度あるいは浸透度、効果はどのようになっていますか。長い目で多少見なければいけないと思いますが、まず1年としてどのような形になのか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今前田議員からご質問あったとおりです。公務員十戒につきましては 10 項目の公務員としてどうあるべきかという訓示みたいなものを毎朝唱和しているというところをごさいます、現在その唱和については朝礼の中で行っております。実際朝礼自体は各職場長にそれぞれの考えに基づいてその手法でやっておりますので、詳細を逐一総務課のほうで内容を把握しているわけをごさいませんが周りの状況から見てほぼ実施しているというふうに押さえております。そういう中にありまして効果と申しますと、毎日これを繰り返すことによって公務員としての自覚というのですか、公務員としてどうあるべきかということでもありますのでそれを心や体に浸透しているという状況であるというふうに認識しております。具体的にこれやることによって実際大幅に何か変わるとかということではなく、やはり個人それぞれの意識の問題かというふうに考えております。1つ例に取れば最近私が総務課に来て、職員の対応による苦情等これまでもあったわけなのですが、そういう部分が若干少なくなったというふうに私も聞くところによって押さえておりますので、そういった部分でやはり職員個々の意識がそれぞれ強弱あるかもしれませんがそういう部分では若干変わってきているかというふうに押さえております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 公務員十戒の唱和に当たって町長は新聞報道でありますけれども、毎日これを繰り返すことで言葉が自分の考えや行動と浸透してくれればとその目的を話されていきました。町長が職員に唱和を命じたということが町長みずから十戒を十分咀嚼してのことだと思います。その中の 1 つに公務員の最終ミッションを忘れるなということがあります。当然町長はこの内容についてみずからの考えを職員にわかるように訓示をしていると思われま。そこで町長にお聞きしますが町長が職員に求めている役場のミッションというのはどういうことでしょうか、町長の肉声でお聞きしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず冒頭に公務員十戒の話がありましたので効果の話も今担当課長がお話ししたとおりなのですが、一人一人の職員で温度差があるのは確かなのですが若い職員からこのことを唱和していく中で一つ一つの言葉にさらに先にある言葉を感じ取っていただいて役場の仕事以外にも生かすというお話も直接伺っていますのでそういう意味では精神的に成長しているのかというふうに感じているところをごさいます。

役場のミッションなのですが大きくいうといいまちをつくるということをごさいます。どうしても役場の中でずっと仕事をしていると仕事のための仕事に追われるような形になりますので、その仕事は何のためにしているのか、どういうまちづくりにつながっていくのかというのが公務員にとって大切なミッションだと思ひております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） あとでまた議論したいと思ひます。

次に職員数、定数管理についてあります。ご存じのとおり白老町が財政破綻寸前になり、この財政危機を職員が考えて 50 人を超える管理職や中堅職員等が次々に自主退職し、その後も自主

退職が続いています。また豊富な業務を経験する団塊の世代が定年を迎えて次々に大量退職もしております。退職で懸念されるのはこれまで培われてきた自治体の仕事を伝えていくための行政サービスや政策形成能力等々の業務ノウハウが失われ行政経営の生産性が低下することにあるのです。そこでこのようなことが現場で顕著になってきているように若干見受けられます。議会答弁あるいは調査資料等でもご存じのとおりだと思います。そういうことで役場において知識や技術の継承の取り組みが現実に進んでいるのかどうかそういう部分についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 確かに平成 19 年の財政健全化の計画を立てた中で大量の職員が退職されております。その後も数名ずつ早期退職等あるいは定年退職もありまして、確かに当時幹部でいた職員がごそっといなくなったというような状況の中で段階的に業務の継承ですとかそういう部分についてはなかなか継承が難しいというような懸念される場所もありまして、その辺についてはいなくなった後新たに幹部になられた職員がこれまでの経験とそれから辞められた方にもいろいろとご指導を賜りながらその辺は途切れることのないようを努めてきているということと、それから財源的にも厳しい中であつても研修等をとおして業務の途切れることのないようこれまでも努めてきたというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） そうですね、途切れないということは大事だと思います。そこで今お話あったように年齢構成も組織運営にとっては非常に重要なのです。職員の採用抑制、今答弁ありましたように実施しています。そういう職員採用についてはここで詳細にはいいませんがその年度によって極端なばらつきがあります。このようなことも一因となって職員数の年齢構成に不均衡が生じているのではないかと思います。このことが若い職員と世代の隔絶感が生じていると私は思っています。年齢層がいびつになっていると思いますけれども実態としてはどのような形になっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり 1 項目めの答弁でございますがここにそれぞれ比率等も記載してございますが、一般行政職といいますと実際課長主幹職で約 4 割、それから主査職で 3 割、係職 3 割というような現状でございますとどちらかということ今の状況は寸胴型といいますかこういった年齢構成になってございます。

また年齢構成の不均衡ということでございますが確かに今の 40 代、50 代、特に 50 代以上が人口もふえていった中での採用ということもあつてそのときは採用者もかなり年度ごとに多かつたと。それが段々人口も減ってきて最近採用も減つたりあるいは全くなかった時期もあります。そういった中で高齢のほうは層が厚いのですが段々年代が若くなるにつれて層が薄くなっているという状況に現状はあります。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 今課長のほうからも一般行政職 144 名の中で課長職と主幹職を合わせたら約 4 割ですと。正確にいうと約 39%です。ということはこの数字が示すように職員総数

に占める管理職、課長・主幹職でありますけれどもこれが団子状態になっているのです。頭でっかちになっています。私はこう思っているのですけれども管理職等の団子状態は人事の停滞、生き生きした職場や組織の弾力性、活力を阻害し組織を硬直させている一因にもなっているのではないかと思いますので、この管理職階層が頭でっかちになっているという認識を持っているのか。そしてそういう影響が職場に出ているかどうかその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 私も先ほど申したとおり管理職がかなり上層部のほうで多いという状況からすれば、かなり頭でっかちになっているという部分は現状は認識してございます。そういった中であって昔から同じ人数で採用をされていればそういうこともなかったのでしょうか、先ほど私申しましたとおり今上にいる層というのはかなり大量に採用された時代背景がありますし、現在も逆に役所のスリム化、組織のスリム化それから財政的な部分も含めて採用がなかなか絞られてきているという状況の中では今の組織としても現状としてみればやむを得ない部分もあるのかというふうには押さえておりますが、ただこの部分がずっとこのまま進むのいいかどうかという部分については時代時代に合った組織体制にしなければならないというふうを考えておりますし、その辺についてはそれぞれの職制のあり方ですとか業務の明確化等も含めて今後その辺は検証していかなければならないというふうには私は考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長も効果的な組織体制のあり方は検証したいと答弁していますけれども私もやっぱりそう思っています。現在のグループ制が機能を発揮した組織形態になっているかということについて私は若干疑問を持っています。ということは時間の経過に伴って組織のルールの形骸化が進みモラルやモチベーションこういうものの低下が進んでいて組織機能事態が弱体化しているのかと私は見ているのです。そしてグループ制の弊害として、メリットもありますがメリットは先ほど答弁もありましたから後でもしあればいっていただければいいですけど、私は否定的な意見ではないですけれども、特にグループ制の弊害として責任、権限の所在や指揮命令系統が若干不明確だと私は思っています。グループ制だから横の関係を強化することなのだけと逆に横の関係が複雑になってしまっているのです。職位とか職制が入り込んでしまっていますからそういう部分があります。

それと法規・法令等についての知識が十分共有されていないのではないかと私は思います。当然共通理解それと今まで議論していますけれども管理職の職員の指導育成、住民対応そして私は特に政策づくりに対して庁内で議論祖語があるのではないかと。もっと議論を活性化できる職場にならないのかと。こういうふうな現象が非常にあらわれているのかと思います。

そこで結果的に、これは今までも話でありましたけど職員の意識構造に起因して組織全体に停滞感が生じているように私は思います。さらに職員において、先ほどもお話ししたけど知識や技術の継承の取り組みが余り進んでいないのかと思います。よって私はグループ制は制度疲労を起こしているのではないかと思いますので、理事者の見方としてはどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） グループ制の導入につきましては先ほどのお話のとおり、目的も先

ほどの説明のとおりなのです。基本的にグループ制であろうが係制であろうが意識の問題というようなことになろうかと思っております。ただ今いわれたとおり責任の所在とかそれから指揮・命令がどうなのかというようなことがご指摘ありましたけれども決してグループ制になったからそうだと、グループ制の制度の仕組みがそういうことなのではないかというのは決して当てはまらないというふうに思っています。前にもいいましたけれども係制でのメリット・デメリットもありましょうしグループ制のメリット・デメリットもあります。当然あの当時入れたのはもう少し硬直化しないで流動的な体制をとということで、係制であれば係長がいてその1つのグループの中の所管業務をやっていくということで係制であったとしても応援協力体制の構築ということでは仕組みはつくられておりましたしそういう対応を必要があればやっていたと。ただもう少し常日頃から新たな業務といいますか、グループ編成がえをするというようなことも流動的にできるということでこれを導入しました。法令だとか何とかというお話もありましたが決して制度が影響しているということではないというふうに思っています。

それから政策づくりのコミュニケーションが不足しているというようなことですが今も組織の中で政策調整会議等々を開きながらそれこそ課長職が横断的に1つの案件を多角的な面からその方向性を見出して、そしてそのことをもって政策会議にもってくるというようなことでやはり政策についての検討する場面といいますかそれも構築していますので、決して今危惧されている部分は全部が全部当てはまるというふうには私は押さえておりません。

一番最初にいったとおり係制であってもグループ制であっても職員がその仕事をどう結びつけていくか、今課題にあったことをどう整理して段取りを持ってそういう仕事を全うしていくかというのはグループ制であっても係制であっても同じだというふうに思っています。ただグループ制を入れた目的というのは一面では十分メリットの部分が効果的に発揮されていないのではないかというご指摘があるとすれば、私どももう十数年たっている中ではもう一度グループ制のよい面を引っ張っていききたいというふうには思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私もOBですからグループ制の中で仕事やってきました。そこで余りいうと自分に降りかかってくる可能性もありますのでそういう部分の短所・長所については余りいいませんが、ただ私は経験上職員を退職し皆さんに選ばれてすぐ議員になりました。そして今ここにいますけれども、職員は潜在的能力があるということはわかります。けどなかなか発揮されていない部分もあるのかと。それは私グループ制の部分にも一因あると思って若干いっているのです。それで私はグループ制が継続するよりも機動的な体制をとるということを前提に係制であるピラミッド型に元に戻して行政需要や政策づくりの向上につながる一つの縦の中でやれるということのほうに一回原点に戻って職員もそういう緊張感、グループ制が緊張感がないという意味ではなくて、そういう形の中で一回原点に戻って公務員として何をしなければならぬということを上司のもとに縦の系列で一回教えるというかそういう形を訓練するというか身についたほうが。私はグループ制は導入したときに私もそういう立場にいましたけれどもグループ制を本来の機能にすべき側が余り職員研修とかそういうことがわかっていなかったからどうだったのかと反省を込めていっているのです。そこでぜひ現在の組織の課題、問題点等の検証を行

って係制の再構築も視野に入れてより白老町の実態に適した機構形態のあり方に着手すべきだと私は考えていますけれども、何かプロジェクトチームみたいなものをつくって改めてそういうものを検討してみるという考えはございませんか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 実際に私も当然入ったときは係制というようにできていましたし、それからグループ制に変わった時点でも当然職務をグループ制の中でやっていました。自分が感じるのところとしてはグループ制で今いわれることが制度がそういうふうになっているとは基本的には思いません。グループ制も基本体系がありまして当然今までの課の所管する業務を振り分けた中で、例えばA係があったB係があったというものを大別した中では基本系としてはAグループBグループというグループ制を採用しているというようなことですからそんなに大きな差異はないというふうに思っています。ただ目的の中の1つに流動的なのということはそういう新たな業務あるいは集中的に繁忙期がくるといようなときに流動的に体制を組むるといようなメリットを生めるというようにグループ制を導入していますので、制度によってどうのこうのといようなことは余り私のほうとしては意識はなくて、どういう体制であろうが職員のモチベーションを上げてどう仕事に取り組むかこれはやっぱり意識の問題なのかという部分のほうが大きいかというふうに押えています。

組織については基本的には毎年毎年こういう組織でいいのかというように当然4月1日定期の人事異動がありますのでその時点に合わせて組織体制はこうあるべきかというようにことは検証していくというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午後 2時15分

---

再 開 午後 2時25分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、前田議員の一般質問を続行いたします。  
13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 副町長は今のままでよしとこういっていると思います。私は魂の問題もあろうかと思えます。検討するという答弁はもらっていませんけれどもグループ制から係制に組織形体を戻したまちがあるのです。それは芽室町です。議会でも視察に行っていますけどかなりの議会改革先進地で高く評価されていたまちなのです。詳しくはいいませんがそういうまちもあります。これは一言だけいってグループ制は町民から見てわかりづらく責任、権限の所在や指揮命令系統が不明確であるとしてグループ制を継続するよりも係制に戻すほうが行政サービスの向上につながるという判断したと芽室町は直しているのです。どうしろという意味ではないのですが、ぜひ一回グループ制がいいのかピラミッド型の形がいいかぜひ検討してほしいと思えます。

次に事務的な話になりますけれども給与の削減と職員の意識改革についていきます。今答弁あったように職員給与は削減額は5年間で約5億4,000万円となっています。それで26年度の人勸の勧告によって先ほどの11月議会で職員の給料が平均0.3%、期末手当が0.15%で可決され

ていました。この勧告どおりに実施したことによって先ほど答弁ありましたが今度は職員の給与の削減率と給与と賞与を合わせた給与の削減率、この2通りは幾らに変わったのか。そしてあわせて理事者の給与削減率も最終的に幾らになったのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 先般 11 月会議におきまして人事院勧告に伴う町職員の給与改定を行い条例を可決させていただきましたけど、それによりまして削減率でございますが給与だけなのでこれまで平均 9.5%が今回の給与改定に伴って 9.4%、それから期末勤勉手当も含めたトータルでの削減率は平均して 7.5%、これが人事院勧告の影響も含めると 7.4%ということになります。

それから理事者のほうということで町長の給与でございますが現在給料ベースで 45%の削減を行っておりますが、これに手当を加えたトータルでいいますと 33.9%ということになります。このたびの人事院勧告の影響によりまして 32.9%ということになりました。以上です。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） これによって理事者は別にして 26 年度の年間削減総額の予想額と  
いうのか見込み額は出ていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） これによりまして今回人事院勧告の影響が先般全会計で約 1,800 万円の増ということでお話をさせていただきましたけど、あわせて削減の見込み額につきましては約 1 億 1,500 万円という現段階での試算でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） それでは給与削減について町長の考え方をちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、この給与削減は職員に大きな負担を求めて職員の生活や将来の人生設計に影響を及ぼしています。当然年金にも影響が出てきます。このことがちまたにいわれているように仕事へのやる気を低下させているということもありますけれどもこれは否めません。町長はこれまでの議会答弁で職員が大量に退職したことについて若い職員を採用できるとそういいました。それと給与削減については民間企業では赤字経営になったら当然あるのだとこうもいっています。町長は今回の答弁をもらったら大幅な給与削減の影響について「恐れもあるため」といっているのです。断定ではなく「恐れもあるため」と私の目に入ったのです。私が今いった非常に厳しい状況にあると思うのですけれども、実際現場の実態を町長どのように肌で感じていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 役場の職員でなくても給料が下がるということは個人的には非常に残念なことだとは思いますが。給与削減の背景にはやっぱり今まちの財政の状態がありますのでその辺は職員の皆さんも理解はしていただいているというふうに思っております。給与削減、職員全員まとめてという考えはないと思います。私がいろいろな場面で耳にするのは給与を削減したので逆転現象して、それを何とか解消してほしい、きちんとしてほしいという話もありますし、一生懸命働いているので給料はできるだけ削減しないほしい、もしくは財政がこんな状態なので削

減するのは当たり前だとやっぱり職員の中でもいろいろな考えがあります。一番恐れているのは給料を削減したことによっての仕事の低下なのです。その仕事の低下が町民やまちづくりに影響を及ぼすということでもありますので、その辺は今財政健全化7年でやっていますのでその7年の中で1年でも早く財政健全化になって給与を戻したいという気持ちもあるますし、そのためにはやっぱり今以上に情報を共有しながら仕事の効率化に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今町長は給与が低下することによって仕事への影響、町民への影響が出てくるということを認識していました。

次に町民から見た役場についてです。これは最近特に町民の方々から役場の雰囲気について芳しくない声が聞こえてきます。役場に行っても職員に明るさがなく黙々とパソコンに向かってタコつぼ化している職員が多く見受けられますと。役場の中が少し暗いのではないかとそういうようなこともいわれています。特に目立つのは町長はきちんとした挨拶されますし私もまねしたいと思っていますけれども、これを職員に見ると挨拶もきちんとして町民対応も下手で業務に精通していないような職員も見受けられますと。これは職場の発揮、活力が失われているのではないかとこういった声があるのです。役場は人的サービスで支えられているのです。やっぱり町民の声を謙虚に受けとめなければならぬと思いますけれども前段の答弁と合わせて今私がいったことを町長はどのように認識されていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今町民の会話というお話であります。真摯に受けとめまして、挨拶なのですがいろいろな機会を通して挨拶はしっかりとという話はしているのですがなかなか浸透していないということでもありますので、これについてはまた今までと違う手法で挨拶も町民に対する対話も含めて強化をしていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 役場の職員の中でも臨時職員の中でも非常に丁寧に挨拶する人はいます。私が電話しても何々課、何々ですと臨時職員の人とちゃんとそういうのです。そして廊下で会っても挨拶します。けどどしない人もたくさんいます。職員でもその職場に入っていっても議員来たのがわかっていて挨拶もしないとそういう声を聞いています。私の言ったこと全てではなくて。ないということは当然町民にもしてないということですから。これは一つの社会的ルールですからぜひ町長からちゃんと教えていただきたいと思えます。

しかし職員の悪口ばかりでなくそういうことをどこかで学ばなければいけないという部分があると思えます。そこで職員が外に出て学ぶ必要性についてちょっとお聞きしたいと思います。井の中のカワズ大海を知らずという故事がありますけれども職員は外へ目を向け外へ出て学ぼうとしない自治体と職員は時代に取り残されてしまうということをいわれています。かつて職員は道庁や他の自治体に出向き人脈をいろいろ築いて、さらに会議や研修そして懇親会等に参加することなどどれだけ学習意欲にあふれた職員や自分より勉強している職員がいるかを知ることが

できるのです。そして私的な刺激を受けて自己を高める機会となってきました。また職員が制度や政策の調査分析、構想や専門知識を要する場合は過去には潤沢ではありませんけれども専門図書や法規書等を各部署で購入することで知識や技術を習得していたのです。現状はどうでしょうか。町の財政再建によって私が今いったことは極限的に削減されています。確かに町長のトップセールスも必要でしょう。しかし財政が厳しい中だから経費を捻出しても高度な能力を高められる執務環境や職員が外へ出て学ぶことができる環境を講じるべきだと思いますけれども町長はこのことについてどう考えますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問にありました、るる説明ありましたことにつきましては本当にそのとおりだというふうに思っています。職員は目の前の仕事もそうですけれどもやはり人脈をつくったり、それから社会出る、行政分野以外の分野も知る、またそういうことが一つの財産になって仕事もスムーズにいくこともありますし、そういうような心がけの中で私どもも役場の職員としてずっときましたし勉強会もあったりグループでつくったりというようなこともあって、お互いに切磋琢磨した中で業務の深度を高めていくといいますか、深めていくというかそういうようなことも当然必要なことだというふうに思っています。見方によって厳しいご意見もあるかと思いますけれども、先ほどのあいさつ等々役場の暗さ云々というご指摘もある中では職員がやはりこのまちのトップとはいいませんけれども進行役といいますかそういうような気概を持ってまちづくりに対応していかなければ業務も停滞するだろうというふうに思っていますので、今いわれたことを職員のほうにも真摯に受けとめてそういう姿勢の中でやっていかなければならないというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 議員懇談会でも職員の対応の仕方への意見もかなり厳しい意見も出ていました。それは後で聞けばわかると思います。非常に気配りというか自分の仕事をいっぱいやっている人も見るのです。私の町内会にも独居老人がいてずっと一人で暮らしてどうしても施設に入らなければいけないということで入ったのです。そうしたら多分保健師さんだと思いますけれども、私という立場ではなくて町内会の会長として誰々さんがきょうから一人暮らしだったけどこういうところに入所しましたと、町内会で心配されたら困りますから一応連絡しますと。町民のことを思ってそういう気配りというか、自分の仕事に精通というか深くかわってやるという職員だっているのです。ぜひそういう職員を一人でも多く育ててほしいと私は思います。

そういうことを一所懸命やっても給料の逆転現象になると何だということになるのです。今の答弁を聞いたら、これは理事者の答弁だと思いますけれども早期に直さなければいけないとっているのです。そこで聞きますけれども現行の給与制度からすると給料の逆転現象は職員からしますと由々しきことなのです。なぜといたら答弁にもあったけれども人事評価が行われていて、その結果給料等が逆転するのは致し方ないと思いますけれども実情は違っていました。これは答弁ではわかりませんが数はどれだけあるかわかりませんが、職員にすれば非常に切実な問題なのです。それをもうちょっと具体的になぜこういうことが起きたのか説明願います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 給料の逆転現象につきましては今答弁にもありますとおり 25 年 4 月から職階別の削減率を使っていると。具体的に申しますと若い職員が 5 %削減、それから課長職になりますと 14%という中で全部で 4 段階の削減率を用いて現在給与削減を行っております。もし削減が行わなければこういう逆転現象はありません。ただ 3 %刻みの削減をすることによって 50 代の職員で約 20 名程度の逆転現象が現在存在するというような状況になっております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 副町長に聞きますけれども答弁では早期に見直さなければならないと考えておりますといっています。これは曖昧なのだけど、聞きますけれども実際にするのかしないのか。そして是正するとしたらいつやるのか。そのことをお聞きます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただ今総務課長が答えたとおり本来給では当然逆転はしないのですが、削減するということでの間差 3 ポイントずつ差がありますのでその部分で例えば若い課長職とベテランの主幹職そういう中での逆転が先ほどいった人数程度いるということなのです。

今 1 問目で答弁したとおり前日も 9 月の議会でその部分でご指摘の部分がありましたけれども、実情を見ますとやっぱりそういうような状況ということが人数的にも出ましたのでそれについては今 1 問目でお答えしたのは、やはり対価としてもらう給料ですから職位と逆転というのは好ましくないだろうというふうに思っておりますが、それで見直しをしたいというふうに思っておりますが方法として、先ほど質問ありましたが削減額プランの中である程度 1 億 1,000 万円くらいの額を人件費から削減するというような見込みで数字を出していますのでその部分を確保するとすれば率でどう調整していいのかというのが非常に難しい。これが 1 ポイント差、2 ポイント差であれば逆転しないというのであれば考え方としてはなるのですけれども、それでは上を下げているのか、下を上げていいのかという問題もありますのでそこら辺は十分制度の仕組みの中で検討しなければならないというふうに思っています。

それと時期についても今この時期でこの場所でこのタイミングでというように明確な答弁はできないのですけれども、そういうような状況を今押さえていますのでいかなる方法をとってということも含めて検討をしたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） ぜひやってください。そしてここでいいませんが総務課長ともこの是正の一つの方法として提案していますのでそれも後から聞いて検討してみてください。

次に入ります。次に人材育成による活力ある役場づくりです。今 8 個目で答弁いただきましたけれども具体的になっていないのですけれども、本来は人材育成基本方針がありますけれどもこれに基づいてこうだということ答弁があったと思うのですけれども具体的にそれが無い。ということは各種の人材育成施策は講じられて実施されていると思っていたのですが、それらに対して具体的な答弁はなく抽象的なのですが実際に人的育成基本方針というのはどのような取り扱いになっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 役場職員の政策能力高めるですとかそういった部分で人材の育成というのが非常に必要だということになりますけど、今後職員の人材をどのような形で育成していくのかという部分につきましては白老町人材育成基本方針というのが実はございます。この方針につきましては平成 19 年 4 月に策定されたものでその中でアクションプランとして実行計画として 3 カ年の計画が盛り込まれているものでございますが、現状としてはその先の実行計画が作られていないというのが現状でございます。人材育成の基本というのは普遍的なものだというふうに押さえておりますが、現在の職員の置かれている状況ですとかあるいは社会変化、環境変化等その辺を踏まえてより効果のある人材育成をしなければならないということでこの基本方針をさらによりいいものをとということで検証して見直していきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 実際に今いったように 19 年 4 月ですからもう賞味期限切れているのです。それをなくして人材育成をしていたということですね。本来は戸田町長が町長になったときに見直さなければいけないはずなのです。町長はそこまで深くわからないから本来は職員が提言して町長の意見も入れて人生育成方針をつくるべきだったのですが今もう賞味期限がなくなっているのです。だから何をよりどころにして人材育成したのかと私は思うのです。そういうことで今総務課長からもありましたけど地方公務員法の改正で 28 年度から人事評価も導入されます。それに伴ってやっぱり人材育成による活力ある組織づくりを具現化するためにも、この 28 年度人事評価を入れるまでにあわせて人事育成基本方針も策定すべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問で賞味期限が切れたという話がありましたけれども、決して基本的な人を育てるという方針については何ら大筋で変わるものではないというふうに思っています。人材基本方針そのものは生かした中で先ほど総務課長がいったのは実行計画が、その後の運用の計画といいますかそこら辺が十分ではないというようなことなものですから、そこら辺は人をつくるというようなことでいえばどのような方法でということ計画それはやっぱりつくっていかなければだめだと。基本的な方針というのはそんなに大きく変わるものではないというふうに思っていますので、この方針に沿って実行計画をどうしていくかというようなことはこれからも人づくりということですから職員の人づくりも当然していかなければだめだというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 次に活力ある組織ということで活力ある組織とは何かといたら、意欲にあふれた職員が組織の一員として一定の役割を担っている組織で意欲を持った職員をいかにふやしていけるかが活力ある組織づくりのかぎであるといわれています。その中で本来この 9 項目めの中で今いったことに対する町長の考えを本当は聞きたかったのですけれども給与削減が原因であるといういい方をしています。将来の公務員としての役割と自覚を喚起するとともに将

来の明確な役場ビジョンを示すといっているのです。将来の明確な役場ビジョンを示すといっていますけれども、この目的や内容、効果そして策定事業はどのようになっているのですか。きょう初めて聞く答弁ですけれどももっと具体的にどのようなイメージをして、今いったように目的、内容、効果そしていつ策定するのかその辺についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ここでいわゆる信頼される役場、組織づくりという部分では先ほど前田議員も申しましたとおり意欲ある職員をどう育てていくかというのが非常に重要になるというふうに私も考えているところがございますが、この組織は将来どういった形が望ましいあり方なのか。人口もこれから減っていく予想になっておりますし、またそういう中でなかなか業務は減らない。逆にむしろいろいろな部分でふえていくというようなところもございます。そういう中でこの組織として将来あるいは5年後 10年後どうあるべきなのかというものを今の段階である程度形づくった上で、それに向かって少しずつでも組織を変えていく必要があるかというふうに思いますし、その先が見える中で10年後の役場はこうなっているのだという先行きを見通した中で職員もそれに向かって頑張れるのではないかというようなところも公かとしてあろうかと思しますので、この辺につきましては早期に町長、副町長とも相談しながら役場職員の中でもいろいろと部署部署で検討しながら将来の形をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういうことで前段で私はもっと聞きたかったのですが、将来への明確な役場ビジョンをつくるということがありましたのでそれは省略しました。それで今担当課長からそういう方向性を示されました。それも合わせて町長に一言お聞きしたいと思います。町長もご存じだと思いますけれども組織の活性化と人材育成は企業や公共団体において永遠のテーマです。よって人材育成及び組織についてどのような人材育成施策が講じられているのか、またこれから講じられようとしているのかが大きなポイントだと思います。うちはまだ育成方針をこれからつくるといっていますから。そこで町長がリーダーシップを発揮して未来の白老町をどうつくろうとしているのか。一方その時代や地域社会の状況に対応できるように変えていくのが町長としての大きな使命です。これまでの発想と異なる新たな視点からの政策形成が求められています。その期待に応えられる職員も自前で政策をつくれる能力をつけなければいけないのです。そういうことでそのためには町長みずから動いて質の高い組織を構築することを目指し、かつ職員の能力を高め意識の高揚に努めていくことが不可欠であります。そのために町長は職員に対して役場を変えるためのメッセージを伝えていかなければいけないのです。そういうことが必要です。そこで町長は私がいったことに対してどのようなメッセージを持っているのか。あるいはどういうこと肉声で職員にメッセージを発して行くのかその辺をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 個々ではなくて組織ということでちょっとお話をさせていただきたいのですが、組織という意味では例えば教育委員会がある福祉課がある消防があるという形でそれぞれの自分たちのミッションがあると思います。その組織をいかに融合して大きな組織にするか

というのが私のまず一つの大きな仕事だと思っています。そのためには一人一人の人材育成が必要だと思っています。先ほどどのように人材育成にゴールはないのでないゴールに向かって人材育成をしていかなければならないということでもありますので、1 答目にも書いてあるのですが若い職員とベテランの職員の人材育成というのは中身が変わってくると思いますので若い職員には今 SMI 等も含めて研修もことは力を入れていっていますし、1 年半ぐらい前から部制を廃止して今課長制になっていますので直接部長に対してでは私から課長に対して仕事の内容を把握しながら指示をしているところでもありますし情報共有しているところでもあります。だからたくさんにいっぺんにというよりは一人一人の個々の能力を上げることが組織の土台の醸成だと思っていますのでまずは一人一人の個々の能力を上げていくという考えがございます。その中で先ほど役場ビジョンがありましたけどこれは言葉ではビジョンと一つなのですが、これはすごく難しいと思っているのは役場の方というのは町民から見て行政は何でも知っていると思われるのです。ただ実際に中に入ると自分の専門職のほうがより強くわかっていて全部を知っているというのは、昔でいう部長とかにならないとなかなか把握できないものですからまずは自分の仕事をきちんと把握して、その中で連携をとりながらいろいろな行政の仕事を覚えていく。先ほど公務員十戒の話もあったように仕事以外でもプラスワンで行動するということがありますので、そこで役場の庁舎内でもいいですし役場から出て行って自分を人との接し方で成長するというのも大事だと思っていますのでまずは意識の醸成から進めたいと思います。この意識の醸成というのは先ほどいったように仕事のための仕事ではなくて何のために仕事しているのか。時間管理はどういうふうにすればいいのかというのを徹底して進めることによって人が育っていくというふうに思っておりますので、まずは個々の人材育成が組織の力になるというふうに思っておりますし今回だけではなくて前田議員からいろいろ組織のあり方とか人材育成のご質問とかご指導がたくさんあるのですが、OB という立場でもありますのでぜひ逆に先ほどの挨拶のしない職員がいれば直接私でもいいですし指導していただきたいと思っておりますしいろいろな場面で助言等々をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 次に教育委員会の制度改革についていきます。これも一番最初の答弁を町長に求めますので聞いていてください。大きなくくりでいきます。

制度改革は来年度から実施されますので制度実施後の動向にも注視しなければなりません。教育 3 法の改正に伴い新たな教育に向けた取り組みが重要になっております。そこで答弁では触れていませんでしたが改革によって従来よりも首長の権限が強くなるといわれています。これまでのように教育行政の責任の明確化と政治的中立性、安定性、継続性をどう確保するかが問われています。答弁にもありました。制度改革されたことによってこれまで以上に首長そして我々議会の二元代表制や教育委員会の事務局というのか自治組織の内部のあり方もあわせて考える必要があります。これは町長部局も含めてです。教育はこれからも行政の経営の要となります。行政を統括する町長が責任を持って教育行政を行わなければならないのです。専門性や責任、守備範囲が重くなるのです。そこで町長に伺いますけれども町長の教育理念と教育の中立性の確保、それと責任に対して教育制度を改革することによって町長の今いった 3 点の立ち位置をお聞きしま

す。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 教育委員会の改革によってなのですが新聞等々国からくる資料に目を通しましたが、確かに責任が首長に行くのは前田議員おっしゃるとおりであります、それでは今まで責任なかったのかということになりますので、今までも最終決定と最終責任は私にあると思ってやってきておりますのでその辺の責任については現場の最高責任者は教育委員長、教育長でありますけど、まちの教育に関する事、全てなのですが私が最終責任だと思ってやってきておりますので責任については今までどおりの責任感で進めていきたいというふうに考えております。

ただそれでは何で改革が行われたのかという意味もありますので、それは執行機関の教育委員会だけに頼るのではなくて大綱からちゃんと町長部局できちんとまちとしての教育の体制のあり方を改革しなさいということでもありますので、その辺は今まで以上に連携と連帯を持って教育委員会制度についても進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長の教育理念ありませんでしたけどこれが一番大事なのです。どう教育に反映するかということもこれからつくられていくと思います。大綱もありますから。

それで今教育長の責任あるとそれはわかったのですけれども、実際に新教育長が今いったように教育委員会の代表になるのですけれども町長が最終的な責任になると思いますけれども、これは議会も同意するのですけど今度教育長は任期3年になります。そしてどうもよくわからないのは新制度のもとで町長と教育長があります。形上は今まで委員会も議会みたいな形でやっていたけど今度は縦の系列といういい方になるのですか。そこがわからないから聞くのだけけど本当に町長と教育長の身分関係とか職務命令とか権限とか事務局の人事権、教育長になるのか町長になるのか。今までのことわかっていっていますけど形上は人事権、あるいはこれから質問します組織を事務局とかどうなるのか。町長と今度の教育長というのはどういう関係になっていくのですか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 制度改革の中身について私の説明させてもらいますけれども、首長と教育長の関係性ということになるかと思えますけれども、今回ご存じのように大綱や総合教育会議というものが新設されましてこれらを民意を代表する首長が教育振興へのかかわりが非常に強くなっていくということと、そのことによって教育行政の責任の明確化が図れるということでございます。改正の後は任免の権限がこれまでは教育委員として町長が任命していましたが、新教育長の場合は直接町長が議会の同意を得て任命するということになっているということです。ただ政治的な中立性だとか教育の継続性とかという部分がございますのでそれぞれ執行機関の長としての立場は残っていますので、それぞれの執行権限というか職務権限上はそれぞれが執行機関の長としては対等な立場ということの考え方でございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 簡単にいえば今までも教育長は町長がこの人を教育長にしようとい

うふうなことで議会の同意を得て教育委員に任命しておりました。その後教育委員会の中で改めて教育長としての任命をやりました。そういうふうな制度と実態のかい離を今回は1つにしたのです。制度と実態をわかりやすくしたということなのです。そういうことによって首長と教育長の関係性も非常に教育に対するこれからの執行についてより緊密性を持った中で教育行政を進めていけるというふうなことになっております。ただその政治的な中立性だとかそれから教育の継続性、安定性については国会の最終的な答弁の中で下村大臣がこういうふうに、「首長から任命されたとしても首長から指揮監督を受ける立場ではなく首長の部下となるわけではないことから教育の政治的中立性が損なわれるというものではない。」とこういうふうなことで明確に国会答弁を下村大臣のほうからしているのです。ですから教育委員会が執行機関としての立場として残ったということは最終的な委員会としての職務権限は十分持った形の中で今後も教育委員会が自分たちの権限を留保していく条件がそろっていると思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁聞いても実際にわからないのです。もうちょっと議論したいのだけど時間がないからまた次回に具体的にしたいのだけど、ただ1点だけ聞きたいのだけど、今答弁あった中の大綱の策定は首長ですよ。総合教育会議は首長が招集するのです。それでは教育委員会の部局と町長部局の大綱を策定したり総合教育会議を招集するのは町長だけど実際にはその中の施策の施行だとかいろいろ出てくる。そういう部分というのは今教育長から答弁あったのだけど具体的にこういう部分はどうなって責任の明確化というか、どういう関係で成り立っていくのですか。同じ二兎引きでいくのか、それともどちらかが首位に立って教育長は指示を受けるのか。これからいけば町長が上位にいるのです。そういう部分はどうなっていくのですか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 総合教育会議の関係については首長と教育委員会は執行機関同士の対等な関係で行われます。確かに教育会議の中で町長が持っている権限としての予算編成執行権それから条例の提出権だとかそういうふうなことに伴う内容についてはその中で協議、調整も図っていきます。その中で教育委員会と調整できたことについては大綱の中に書き込むだとか、それからお互いの尊重義務としてそれらを執行していくというふうなことになりますけれども、ただそのこのところの執行そのものについては教育委員会の所管にかかわる部分については教育委員会が権限を持って執行することになります。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは2点ほどだけ具体的に伺います。先般決算委員会で教育長と社会教育の組織について若干話をしました。そうするとこれから教育3法が実際に4月から入ってきますから今話しても具体的にはありませんからその後また状況を聞くと思えますけれども、その中で学校の部分については学校教育の改革は非常に進んでいます。これからも日進月歩で進むと思うのですけれどもそういうことになるとこの3法もあわせて学校教育に対する事務局体制は本当に重要になってくると思うのです。それで極端に聞こえるかもわかりませんが、教育委員会制度改革にあわせてこの際町の教育行政の組織改革、機構改革を行ったらどうかと私は

思っているのです。それで学校教育は教育委員会に事務局に一元化、そして幼児教育とか社会教育部門これは町長部局に一元化する方法もあると思うのですが、社会教育部門を町長部局に移管することは可能ですか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） ことについては今出たスポーツ、文化等を含めてその移行については平成 19 年の地方教育行政法の改正の中でそういうふうなこともあり得るということですので出ておりますからそれはもちろんできるかと思えます。ただ今確かに教育をめぐる情勢は議員もおわかりのように非常に変化が激しく、そして複雑性が伴ってきております。ですから具体的に申し上げます、いつでもどこでも学習参加ができる生涯学習の充実だとか、それから学校教育でいえば生きる力を育てて将来的な社会人としての人格性を高めていくという形成者としての基礎・基本を育てていくだとか幼児教育も子育て支援も含めてさまざまあります。そういう中でやはりこれからの教育行政を考えていったら専門性だとか、それから共同性を含めた組織体制のあり方というのは十分考えていかなければならない情勢だと思っております。ただそこで課題になるのはやはりまちとしての要するに役場の組織としての教育委員会としての存在ですから、先ほどから出ている定員管理も含めての中での人員配置含めて全体的に考えていかなければならない状況ではないかというふうには押さえております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 答弁のとおりだと思います。これは提言も含めて町長に考えを聞きたいのです。今お話したように確かに法律でスポーツ・文化に関する事務を首長に移管できます。これは近隣の市でもやっているところがあります。他の町村でも今結構やっています。それで今教育長も話したように、これまでの教育委員会として社会教育に果たしてきた役割というのは私は十分大きかったところだった上でお話しするのです。今の社会教育の現状を見ると、ご存じだと思いますけれども今日の急激な社会の動向、価値感自由化、多様化さらに白老もそうですけど団体の組織の縮小、団体活動の参加者の減少、そして組織の魅力不足そういうことで社会教育は今さまざまな課題に直面しているのです。そういうことを考えると社会教育のあり方を見直して教育面だけではなくて行政全般の知識や地域人材のコーディネートを考えて地域担当職員制度や協働のまちづくりによる町民活動として、さらに常にいわれている医療・福祉・健康の 3 連携これらの効率を図るためにも組織を集約化して総合的に機動力を高め時代のニーズに合った施策を進めることも必要だと私は思っています。そこで幼児社会教育、生涯教育、生涯学習の社会教育部門を町長部局に移管して一元化したほうが組織として相乗効果があると思います。私は社会教育部門を町長部局のほうに一元化したほうがいいのか、移管したほうがいいのかこれからの時代だと思うのですがその辺についての考えを伺ってこの質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 組織の問題の質問ですから私のほうで答えますがけれども、先ほど教育長がいったとおり社会教育、法的には町長部局といいますかそこでも全然構わないと。例えば今市のほうでもというのはお隣の苫小牧市も市長部局といいますかそこら辺にきているというよ

うなことで現実としてはあるというふうには思っています。ただこれは一教育部局だけの問題ではなくて役所全体としての組織構成のあり方、それから教育部門で抱える連携性といいますか学校教育と社会教育の関係だとかこういうことを含めてどういう体制がいいのかというのは今までも議論にはなっていますので、そういう組織を見直すときに今のことも当然視野に入れた中で検討をさせてもらうというふうには思っています。ただこの場で個人的な意見をいう話ではないのですけれども、自分も社会教育をやってこうなるときにやはり教育委員会のところにあるほうが非常に動きがしやすいだろうというふうな思いはしています。教育委員会が学校教育だけで教育を組織できるかというような仕組みを構築していけるかどうかというのは私はちょっと疑問があるというふうには思っています。個人的な意見はちょっと別にして組織全体の中で町長部局の体制と教育委員会部局の体制がどうあるべきかというのは全体の中で検討していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 副町長の組織からの見方ということは理解します。ただこれからの教育という考えにいくと、先ほど町長に質問して答弁いただけませんでしたけれども、トータルの問題でいくと町としては町長としての教育理念上社会教育と学校教育そういう部分に対しての考え方、こうしたいというのではなくて町長として全体の教育の中であればこうだということがもしあればお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 学校教育は言葉のとおり小学校とか中学校とかの学校教育で社会教育というのは幅が広くなると思います。生涯学習とか言葉が変わっているのもあると思うのです。社会教育というのは幅も広いので今までやってきたことプラス今前田議員いった課題がたくさんあります。高齢化もそうですし各団体の人数が少なくなってきた。これを一元化、できるだけまとめたほうがいいというお話もあったのですがそういうことは考えてはおります。ただ各団体にするとそれぞれの特徴があったりプライドがあったりやってくるのも事実でありますので、この辺はこちらから主導するのではなくてお互い協議をしながら進めていきたい。似たような団体は一緒にならないのかということも含めて協議はしていきたいと思っております。先ほど幼児の話もありまして、こちらの町長部局のほうにという話もありました。これは考え方としては理解できますし協議をしていかなければならないということも考えていまして協議もしているところでもあります。ただ現実的にメリット・デメリットがありますので今すぐ変えたほうがいいのか、もう少し準備をしていろいろな団体の話を聞きながら制度も把握しながら進めていくたほうがいいのかということも協議の中でやっておりますので、その結果町長部局にはやっぱりこれからはいいだろうという結果になればそういうことでなりますし、今の段階ではまだ早いということでもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 2問目で平成27年度予算編成と財政運営について3点伺います。

(1)、平成26年度財政状況と決算見込みについて。(2)、平成27年度予算編成の方針内容

と重点事項及び歳入財源の見通しと臨時事業公約などの歳出構造について。(3)、財政調整基金公債費負担適正計画、財政健全化プランとの整合性と財政規律の堅持についてであります。

○議長(山本浩平君) 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長(戸田安彦君) 平成 27 年度予算編成と財政運営についてのご質問であります。1 項目めの平成 26 年度財政状況と決算見込みについてであります。今年度の財政状況につきましては歳入の普通交付税が予算額を 1 億 36 万円上回る状況になりましたが、9 月に発生した集中豪雨による災害復旧費の財源に充当したことから現在の留保額は 4,559 万円になり年度末までの補正財源として充当される見込みであります。そのため決算見込みは例年どおりの不用額を繰り越しできる見込みであることから黒字額を確保できるものと考えております。

2 項目めの平成 27 年度予算編成の方針内容と重点事項及び歳入財源の見通しと臨時事業公約などの歳出構造についてであります。27 年度の予算編成方針では町内の経済状況が低迷し歳入では町税の固定資産税が 3 年に一度の評価がえの年であり土地の下落、住宅建築の減少、却資産は太陽光発電の設備投資があるものの企業の設備投資が減少し大幅に税収が減収する見込みとなっております。歳出では社会保障費等の経費が増加しており財源不足が生じる状況は変わらない財政構造になるためゼロシーリングの予算編成を示しました。したがって重点事項の事業、臨時事業、公約などの各種事業については取捨選択し見込まれる歳入財源の範囲内で効果が最大限達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3 項目めの財政調整基金公債費負担適正化計画、財政健全化プランとの整合性と財政規律の堅持についてであります。1 項目めで答弁したとおり本年度の決算見込みは黒字額を確保できる見込みであることから年度末の財政調整基金保有額は 2 億 2,146 万円に 26 年度決算黒字額の 2 分の 1 を積み立てることが可能と見込んでおります。公債費負担適正化計画は地方債発行額を臨時財政対策債を含み 7 億円以内として財政運営を進めていきます。しかし本年度の災害復旧事業のように予見できない予算執行のため地方債の発行額を増加していく場合もありますが、財政健全化プランの計画期間内の増額発行額の範囲内で増減の調整を図りながら財政運営を進めることが財政規律を遵守できるものと捉えております。

○議長(山本浩平君) 13 番、前田博之議員。

[13 番 前田博之君登壇]

○13 番(前田博之君) 前段で同僚議員がある程度質問していますので重複しない部分だけでお聞きしたいと思います。平成 26 年度の財政状況についてであります。平成 25 年度の実質収支は 1 億 3,400 万円の黒字決算となっていますけれどもこれは予算執行残を充当しての黒字化であります。この額の 2 分の 1 は 26 年度に繰り越されて一般財源として使われています。黒字決算といいますけれども 25 年度の町税の超過税は 2 億 4,700 万円になっています。そして職員給与の削減額は 1 億 700 万円になっています。これを合わせると額が 3 億 5,400 万円なのです。この額から 25 年度黒字額 1 億 3,400 万円を差し引きますと実質 2 億 2,000 万円の赤字になるのです。これは数字のマジックになっているのです。町民等の血税と職員の給与削減によって黒字です。極端ないい方だというような批判もあるかもしれませんがこれは事実です。それで 26 年度も給与削減、超過課税、そして不用額を見込んでの予算編成をしていると思いますけれども、

26 年度末の決算を今見通したら超過課税、給与削減を見込まない真水分としての黒字が見込めますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまの質問でございますけれども財政健全化プランが今おっしゃったとおり超過課税の財源と職員給与の財源で構成され、また一昨年行いました3セク債の借り入れの延長を行って公債費の縮減を図っておりますのでそれについては10年から20年ということで期間を延長しただけにとどまっております。その関係上も1億円ずつ公債費が減少しているところがございますけれども、本質は今いったように給与削減と超過課税の財源によるプラン上の収支が成り立っている現状でございます。27年度も同様に、最終的な数字は申し上げられませんが現状的には削減している数字を抜くと赤字会計には間違いのない状況になります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に27年度の予算編成方針についてであります。前段でも同僚議員が財政規律のことでいっていただきました。私もちょっと予算編成での財政規律の緩みが心配ないのかどうかお聞きします。ということはただ今あったように財政運営が超過課税と職員給与で年平均3億5,000万円の時限付きの緊急避難的な収入に支えられています。しかし先ほどもありましたけれども白老町の急激な人口減少と生産人口の転出で住民税がかなり減っております。しかし一方では答弁もありましたけれども歳出には固定費となるものが少なくそれほど減りません。その中で事業の優先順位を決めていかなければ財政は立ち行かなくなると思います。そこで2年間の財政状況に見ますと25年度の決算で1億3,400万円不用額を捻出、26年度では交付税が予算額を1億円ちょっと上回っています。それと財政調整基金が2億2,000万円の積立残高とあって、これは財政当局の努力もあると思いますけれども財政は若干改善している兆しにあります。例年はここで心配されるのです。戸田町長はそういうことはないと思いますけれども、これは財政の規律の緩みです。ということは26年度の予算査定でも後でPCのランクの臨時事業費も予算づけされたということも聞いています。何件かあったようです。ここなのです。そういうことで予算編成に至る役場内の意思決定のプロセスのどこかに健全財政の回避をする抜け道があってはなりません。財政危機の原因の多くはここにあるのです。過去もそうです。そういうことで27年度予算編成に当たってないとは思いますが再度聞きますが財政規律の緩みが出てくる心配はありませんか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今まさに27年度の予算編成の作業ということでかかっています。具体的な数字で検討するという段階の一手手前というようなことで経常費の数値の整理と投資的経費がどの程度というようなことで数字を押さえていると。確かに各課から事業要望というのはかなりやりたい事業がありまして上がってきますけれども、ただそこで当然今ご指摘の部分のプランで計画をしている、あるいは説明している基本的な考え方これを崩さないでというようなことで私どもは考えていきます。過去にあったかどうかそれは存じません。ただこれから見たときにプランで私どもが示した考え方というのは当然それを基盤にして考えていかなければまた同じ

ような歩みになってしまうと。ただ気持ちとしては変ないい方ですけれどもやりたい事業といますかやらなければならない事業もまだまだありますので、確かに早期に解決したいという問題もありますけどその総額といますかそういう中での規律を守っていくというのを前提にした中で取捨選択していかなければならないというふうに思っています。毎度毎度あれもこれもではなくてあれかこれかというようなことでそういう気持ちの中でやっていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に財政健全化プランについてであります。財政健全化プランを見直すことになっていきますけれども前段の同僚議員でもいろいろなプランの話がありました。そこで簡潔に聞きますけど、そういう条件のもとで次のプランの見直し時期はいつ予定していますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） プランの中では財政の状況に大きく変化が及ぼす場合は毎年見直しというような状況をうたっておりますけれども、基本的な3年に一度ということで28年度中に見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでちょっと先の部分でお聞きしたいと思います。結論は後で質問します。まず財政健全化プランの実施後の財政見通しで財政再建が終了する平成32年このときに町税収入を19億6,500万円見込んでいます。この中には今やっている超過課税分は含まれていますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 終了年次は32年ということで超過課税の分はその税収の中に組み込まれている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 同じ質問ですけれども人件費給与削減しています。この人件費も16億6,500万円持っていますけれどもこの給与削減が含まれていない額での数字として認識していいですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 平成32年度の終了年度の給与削減は当然従来どおりで入っている状況でございますけれども、もともとプランが32年度で終了できるという根底は現状延長型、今の財政状況で7年後いった場合どうなるかということで32年度までは赤字決算が生まれる状況が想定されましたので当然計画をつくったわけでございますけれども、33年度になりますと大きく減少するのが公債費でございます。相当数償還が終わりましてその分の影響減を得て33年度には黒字化するという現状延長型の数字がそういう状況でございますので、プランでは削減入っていますけれども現状延長型でいった場合33年度には戻した形でも黒字化で図っていくのではないかとこの見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 今の答弁でいくと超過課税と職員給与は削減はそのままだけれども起債の償還が若干減ると、歳出を減らすと、だから合わせて約3億5,000万円ほどありますけれども、これは歳出削減によって32年度はゼロになるという解釈ですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ちょっと説明不足で大変申しわけないのですが、ただ今の説明では現状延長型で計算しても超過課税は入っている状況でございます。ただ給与は今の現状延長型というのは給与削減しないままでいっても将来的に人員の適正化いろいろ計画を踏まえていくと職員数も減ったりして、しない状況でもそれ相当の金額が落ちていくということで健全化になると。ただ問題は超過課税は入れたままの数字が現状延長型に入っていますので33年度にはやはり超過課税の問題をどうクリアしていくか、33年度ではそれ相当の黒字額が出ますがその分をどう調整していくかが今後の課題になっていくのではないかと考えられます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之委員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 延長型でいけばそのとおりになります。ただ33年度から約3億円から3億5,000万円の財源の見込みはなくなります。これは間違いないですよ。そのときに私が思うのは現状延長型とこういっていますけれども、33年になってやっと暗いトンネル抜け出したらまたそこが崖っぷちだといったら困るのです。私はそこをいつているのです。そういう懸念がないかということを知っているのです。当然先ほども計画は計画だからわかりませんといういい方をするけれどもそういつてしまうと話にならないけど。だから私がいつているのは今から持続可能な地域社会の発展を考えて、この3億5,000万円の歳出削減だけではなくて3億5,000万円の歳入はどうなるのかということも今から考えておかないとどうなるかということです。これで最後にしますけれども、それでは財政再建の終了次年度の平成33年度からは超過課税、職員はスライドしていくといいますが今の状況からいけば職員の給与の復元はする、できるということが今の考え方でいいですか。現状延長型でいけば33年は元に戻って再度お金が足りないからまた超過課税します、職員の給与を再度削減しますということにはならないですねということです。それを今から整理しておかないと大変でしょうということで先ほど見直しをいつつるのかということを知ったのです。その辺を伺って質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 給与については当時の現状延長型という正式には2.2%入った形の現状延長型でいった場合33年度で16億円ぐらまで落ちるのです。ですからその時点でもう解消されます。戻しても十分財源的にも大丈夫。ただし超過課税の分は見込んだままの現状延長型ですから今から7年後、多分2億円ぐらだと思いますがその財源をどうするかというのが今後の課題になろうかと思えます。ただ33年にはそれ相当の収支も出てきます。現状延長型で1億7,000万円ほどの黒字化を図っていく、これはプラン上ですけれどもそういう状況ですからその中で返していけるのか、計画を進めが中で後年度にどのような状況になるのか見直しを3年ごとに進めていく中で超過課税の部分も検討していかなければいけないと考えてお

ります。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時37分

---

再 開 午後 3時45分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
一般質問を続行いたします。

---

◇ 小 西 秀 延 君

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員、登壇願います。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 10番、会派かがやき、小西秀延でございます。本日は1項目4点についてご質問をさせていただきます。白老港の現状と今後の活用についてということでございます。まず1点目、平成25年度の白老港の貨物取扱量の現状を伺います。

①として総貨物量と件数をお伺いします。②、①のうち外航商船の件数、貨物量をお伺いいたします。③、同じく①の内航商船の件数、貨物量をお伺いいたします。④としまして①のうち防衛関係船の件数、貨物量をお伺いいたします。

2点目、平成26年度の白老港のこれまでの取扱貨物量の現状をお伺いいたします。①、これまでの総取扱量と件数、また今後の予想をお伺いいたします。②としまして①のうちの外航商船の件数、貨物量はまた今後の予想をお伺いいたします。③として①のうちの内航商船の件数、貨物量は、そして今後の予想をお伺いいたします。④、①のうちの防衛関係船の件数、貨物量は、また今後の予想をお伺いいたします。

3点目といたしまして白老港の民間企業、防衛関連へのポートセールスの現状をお伺いいたします。

4点目ですが10月27日から行われた日米共同訓練に伴う民間コンテナ船の白老港への寄港について。日米安全保障条約また関連する日米地位協定上等や町民の動向をどのように捉えているかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老港の現状と今後の活用についてのご質問であります。1項目めの平成25年の白老港の取扱貨物量の現状についてであります。1点目から4点目については一括してお答えいたします。水産品等を除く商船取扱貨物量は99万7,749トンで過去2番目の取扱量であり商船入船数は501隻でした。うち外航商船の入港船舶数は5隻、貨物量は2万203トン、内航商船の入港船舶数は496隻、貨物量は97万7,546トン、防衛関係船舶は商船としての入港はありません。

2項目めの平成26年の取扱貨物量の現状についてであります。1点目から4点目を一括して

お答えします。11月末の実績では88万9,924トンの商船取扱量、入港船舶数は423隻で順調に推移しており今後も関東方面や東北復興事業用の生コン骨材としての砂の移出が見込まれます。またRORO船も初入港し地元企業の製品を移出しており今後の利用に期待しております。外航商船は昨年まで輸入実績のあった貨物は現在まで入港船舶がありません。円安の関係からか国内品が主流となっており取扱量としては昨年より増加しております。また外航コンテナ船が寄港し2回の入出港がありましたが取扱貨物量は把握できておりません。内航商船の入港船舶数は421隻、取扱貨物量は商船貨物量と同等であり、うち防衛関係船舶は入港船舶数が3隻、取扱貨物量は696トンであります。

3項目めの白老港の民間企業、防衛関連へのポートセールスの現状についてであります。民間企業へのポートセールスは私も率先してトップセールスを行っており大変厳しい経済状況下ではありますが各企業を訪問しているところであります。また防衛関係機関についても出張等にあわせ陸上自衛隊や海上自衛隊の各セクションへ白老港の利用の要請を行っております。

4項目めの寄港による日米安全保障条約や町民の動向をどのように捉えているかについてであります。日米共同訓練に伴う民間コンテナ線の白老港への寄港については町民の安全性が確認されたことから寄港を了承しました。寄港に際し2団体から中止要請があり、さらに入港時には一部団体の抗議集会がありましたが特に混乱もなく入港しました。地域住民への安全を確認した上での寄港については町民のご理解をいただいたものと捉えております。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 1点目めと2点目めが関連ありますのであわせて再質問をさせていただきます。平成25年度の白老港の貨物量また平成26年度のこれまでの取扱貨物量等をご回答いただきましたききましたが、ポートセールスの結果が平成19年から道内の地方港湾23港では貨物量が第1位となっていることは高い評価ができると思っております。しかし昨年度1月から供用開始されている第3商港区の利用率が今後の課題となっているのが現状かと把握しております。平成25年度、26年度の第3商港区の民間商船の利用件数と貨物量また防衛関連の貨物量はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 平成25年のマイナス11メートル岸壁の利用ですが、11月に供用記念式典を挙りましたが実際に使えるようになったのはことし1月からです。これは工事の関係でまだ工事中だったことから利用できませんでしたが、ただ2隻は入っております。26年度の実績としましては12月2日までに73隻入港しております。取扱量が16万524トンございます。うち今まで入港できなかった5,000トン以上の船舶が14隻入っております。そのうち防衛関係としましては2隻入っております。貨物量が約900トン入っております。それと先日入港したクリッパーマキリは入っておりますが貨物量は把握できておりません。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 第3商港区についても73隻とポートセールスも徐々にではありますすが効果があらわれてきているというふうに理解ができました。第3商港区でなければ入れない

船も 14 隻入ってきているということで、これもポートセールスの実績かというふうに理解ができるかと思っております。

また私は民間へのポートセールスこれも非常に重要だと思っておりますが、防衛関係のポートセールスもこれからはやはり重きを置いていくべきではないかというふうに思っております。なぜならば民間だけに頼ってきますとどうしても実績、先ほど出していただきましたが全道で第 1 位といたしましても例年の実績と大体同じぐらいで推移しているかというふうに見受けられます。ここに過去 10 数年の実績がありますが 19 年度からずっと第 1 位をキープしているということではございますがなかなか頭打ちをしていると。ここを急激に伸ばしていくためにはやはりこれまでなかなか皆さんが目を向けなかった民間だけに頼らず防衛関連のセールスももっとしていくべきかと思っております。

その要因となるところがこれからご説明するところになっていきますが、それに入る前にもうちょっと港についての質問をさせていただきたいと思えます。第 1 商港区から第 3 商港区の 25 年度の港湾使用料、おおよそでいいのですがこれはどれぐらいになっているか実績を把握されていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 大変申しわけございませんが港区ごとには分けて出してはおりません。港全体で岸壁使用料と係留施設使用料としては 990 万円の収入がございませう。また船舶給水ですとか用地貸付を含めると 5,174 万円の収入がございませう。

○議長（山本浩平君） 10 番、小西秀延議員。

〔10 番 小西秀延君登壇〕

○10 番（小西秀延君） 私は港湾施設の使用料というのは額があればやはりこれは白老町の収入になりますので大変結構なことだと思うのですが、それより物流の拠点としてこの白老港がどうあるべきかということのほうが問題は大きいのではないかという認識でおります。先ほども使用料の点で今回の米軍の使用料の件もございましたが、米軍の件はまた後ほど述べさせていただきますが物流は経済の大動脈といわれております。その港湾があることによって使用料が上がるからこの港湾を持ってよかったのだということよりは、地元の経済が発展するそのための港湾であってほしいというふうに私は理解をしておりますが町の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 私も全くそのとおりで思っております。何ぼ船が入ってきても限られた使用料収入しかございませう。港は高いお金を出してつくっていますが白老町の経済発展のため地域の企業のためということで建設していると思っております。

○議長（山本浩平君） 10 番、小西秀延議員。

〔10 番 小西秀延君登壇〕

○10 番（小西秀延君） ここでセールスについてもうちちょっとお尋ねをしたいのですが、ポートセールスで国内企業への PR は大体先ほどのご答弁でおおむね理解できる場所ですが、外航商船は大体が 7 隻以下の数量でここ数年推移しております。ところが平成 19 年度だけは 17 隻入港しております。これはセールスの成果なのか、それとも海外市場等の特殊な事情があったのか。どうしてこの年だけ多かったのか理由を把握されていればお伺いさせていただいて今後の参

考にさせていただきたいと思うのですがどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 外航商船の輸入物というのは日本製紙で使っているライムストーンという製品なのです。これは白い石で紙を白くする原材料なのですが、これが国内品が高いとか国外が安いとか、やっぱりその企業の経済状況とかその状況、状況で変わってくると思います。ですから去年までは現実にこの製品は輸入していたのですがことしは1隻も入ってきません。理由を聞くとやっぱり円安の関係で原材料が入ってくると高くなると、それで国内品を使っていますと。先ほども町長が答弁しましたがことし量はふえているのです。ですからもう少しまた状況が変わってくれば輸入があるかもしれないという状況であります。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 円安の影響が非常に大きいという理由は理解できました。それで国内の流通のほうにシフトされているということでございますね。円高円安がやはりこういう大きな物流に関してはかなりの左右があるのかというのは勉強させていただきました。

それと大型の豪華客船ちょっと前までは富裕層が世界を一周したりとか長距離の船旅を楽しむとかそのような利用のされ方をしておりました。しかし最近はこれを中間層の方々にも楽しんでいただくということで距離を短くして割合近距離な船旅それを豪華客船で行おうという動きが最近頻繁に見られるようになってきました。それらへの事情の把握とポートセールスは今後考えられていくかどうかその辺のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 客船の関係ですが今までどうしても7.5メートルの岸壁しかなかったものですからポートセールスできない状況でいましたが、今後11メートル岸壁になりまして利用できる船舶もありますのでポートセールスも行っていこうと思いますが長い目で見なければ、今お願いしたから来年入るということではなくて3年くらいかかるのです。少しずつは動いていますがすぐ来られるかどうかはちょっとわからない状況であります。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 当白老町は2020年度に象徴空間が完成するというのでこれも観光としては大きな魅力になり豪華客船でいらっしゃるお客様もここをぜひまた見てみたい、新しい国立博物館ができるなら見てみたいという観光コースになり得る航路かというふうにも理解しております。ぜひ時間はかかるかもしれませんが長い目で見て豪華客船がこの岸壁に着くと何百人というお客様、へたすれば1,000人を超えるお客様がこの白老港から白老町の中で経済活動を行っていただける形になろうかと思っております。ぜひ2020年に向かってもございますので鋭意努力をお願いしたいと思っております。

それは3項目めの質問に入らせていただきます。白老港の民間企業、防衛関連へのポートセールスの現状はおおむね今ご回答いただいたので理解できました。私はこれまでの第3商港区の現状や実績を考えて、先ほどもいいましたが民間企業のセールスも重要ですが今後は防衛関係のセールスに比重をかけていくべきと考えております。平成25年12月17日に国家安全保障戦略と

ともに新たな防衛計画の大綱が策定され一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、全国の部隊による北海道の良好な訓練環境を拡大し効率よく演習を行うほか輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の機動の向上を進めるとしております。また各種特別事態発生時に民間空港、そして港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための施策を推進すると発表されております。このように防衛省は北海道の演習場の利用拡充を計画し輸送力の強化も現在計画をしております。道内の師団、旅団は全て機動運用部隊であり大規模な輸送展開の力が求められております。当町には輸送力強化のための第3商港区や演習に必要な弾薬を格納している駐屯地も所在しております。防衛計画大綱の中期防衛力整備計画の推進に大いに役立てる環境にあると私は考えていますが、ぜひこれらをもっとPRし防衛関連施設の集約や第3商港区の活用を要望していただきたいと思います。ぜひこれらをもっとPRし防衛関連施設の集約や第3商港区の活用を要望していただきたいと思います。ぜひこれらをもっとPRし防衛関連施設の集約や第3商港区の活用を要望していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） これまでも上京した際には防衛省等々に行き白老港のPRと利用についてポートセールスをさせていただいておりますし、昨今は2カ月ぐらい前に白老町の中に期成会が民間の団体でつくられましたので、その中にも今小西議員のおっしゃるような目的が書いてありますのでそこと連携をとりながらポートセールスを進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 白老町は立地にも恵まれておまして、先ほどいった弾薬庫のほかに上空から考えれば北海道大演習場が他のまちを通らなくても空路であれば近い距離にあると考えることができると私は思っております。港から今回先ほど同僚議員から米軍のヘリの話も出しましたが、その米軍のヘリの話に先ほどおっしゃりたいと思います。4点目に移らせていただきます。米軍のヘリが白老町で組み立てられて飛び立ったという話が先ほどございました。米軍のヘリが乗ってきた船は今回民間の船でございました。係留された使用料が128万円程度だったというふうに先ほどご回答をいただいております。そのほかに経費が警備を入れて経費全体で104万円程度かかってしまったという話がございます。それで白老町に今回使用料として真水が残ったのが23、4万円程度ということでございますが、今回白老町は始めて民間船ではありますが米軍の機材を受け入れました。それで警備をつけたのかというふうに私は理解をしておりますが、この民間船での輸送については通常他の港においてはそのまちが警備するというにはなっていないというふうに私は理解をしております。委託された民間の輸送会社が運ぶ物品を責任を持ってきちんと上陸させるとそれが会社の仕事であるというふうに理解をしておりますが町はどのような考えでございましょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 小西議員おっしゃるとおり貨物を警備するというのは原因者がするものであります。通常のそういうものと当然うちとしてもつけません。今回の民間船ですがこれは米軍として日米地位協定によって入港していますので苫小牧警察署と相談して協議した結果、町民と港湾施設を守るためには町でまず警備をつけなければならないだろうと。どういう動きがあるかわかりませんが、どういう人たちがくるかもわからないということの中できちんと警備しましょうと。あくまで物を私たちが守ったというわけではございません。

そういうことでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 初めて入港したときにはやはり間違いがあつては困ると本当に慎重な対応をとった町の今お話を聞かせていただければ理解はできましたが、通常やはり荷物を預かった民間の企業がきちんと責任を持つべきであると私は考えております。もし次回またこのような民間船が入港するようなことがあれば、きちんとそれは民間の仕事として請け負った側が責任を持っていただくようなシステムをこちら側からも要望できるようにしていただければというふうに思っております。それだけでなくても使用料というのは先ほどもいいましたが本当に安価なもので、それにまた経費をかけていくとどうしてそんなのをわざわざ呼ぶのだというような話にもなりかねないことでございますので、ぜひお互いがきちんとお互いの立場を認め合えるような利用の仕方を構築していくべきだというふうに私は感じております。

続きまして日米保安条約の中核たる第5条は日米両国が日本の施政のもとにある領域におけるいずれか一方に対する武力攻撃に対し共通の危険に対処するよう行動するとしております。これが中核でございます。我が国の領域に対する武力攻撃が発生した場合、両国が共同して日本防衛に当たる旨規定されており、第6条では平素より米軍の駐留を認め米軍が使用する施設区域を必要に応じて提供できる体制を日本側が確保しておく必要があるとしております。また具体的事項及び我が国における駐留米軍の法的地位に関しては日米間の個々の協定によるべき旨を日米地位協定として定めております。要するに互いに協力し合うよきパートナーとしての責任を果たすことが日本はもとより極東の平和と安全に寄与する行為と理解しておりますが町はいかなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 条約と地位協定のお話ですので一自治体がどうのこうのということではなくて国と国との間の条約事項というようなことですから私どもがこれに対してどうのこうのということではなくて、この条約あるいは協定これに基づいて私どもの港湾を利用するかしないか、させることができるかどうかそういう判断の中で今回は入港を許可したということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 私も今副町長がおっしゃられたとおりだというふうに理解をしております。ただどうしてもこの日米安保条約や地位協定これに反対される意見をお持ちの方もいらっしゃいます。今回も反対される方が港近くで反対運動をしたということもございました。しかしながら白老町は条約や法律のものと的確な仕事をこなしたというふうに私は理解をしておりますし、また今後もぜひその旨を遂行していただきたいというのが今の質問の主たる目的でございます。

日米共同訓練に伴う民間コンテナ船の白老港への寄港については我々議員には10月15日付けの文書で説明がございました。町民への周知はいつどのような形で行われたのか確認をしたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 町民への説明ですが港周辺、近隣の町内会3町内会の町内会長とお会いして回覧を回していただきました。日づけは15日です。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 近隣の3町内会の方にご説明したということでしたが、その際に疑問や不安を訴えられたような形は町として捉えているところはございますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） いいえ、ありません。質問もありませんでした。私のほうからそういう状況ですというご説明はいたしました。またその後も私のほうには電話は入っておりません。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） その後もということは確認をさせていただきますが、日米の共同訓練が終わってから荷物を搬出した後も町民からの苦情は1件もなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 私のところには1件も入っておりません。ただ釣り人の方がいつから使えるのだということはありませんでしたが苦情等はありませんでした。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 私も何度かこの船が入るとき、そして最近もちよこちよこ港のほうはどれぐらい利用してくれているかと思って気になって行って見ております。大変釣りをさせている方が多いのにはびっくりしておりますが、そのぐらいの苦情であったということは大変安心できるというふうに理解をしました。私の周辺もほとんど迷惑なこともないし危険性も感じられないというおっしゃる方が大変多いです。それにも増してもっと利用してもらえないのかと、どうせ第3商港区は今ひまなのだろうと、町民の皆さんよくご存じだということか、はっきり物をいう方が結構多かったです。また新聞紙上でも港近くに住む住民の方が米軍機を搭載した貨物船が出港したことに対し、寄港している間は交通量が多くヘリの音が多少うるさく感じた程度であるなどと冷静に受けとめております。再び寄港要請があった場合も特に気にならないし問題がないのではないかというふうにも報じられておりました。そしてなおかつ町民からの苦情が現在ないということですのでございますので私は町民の多くの方、絶対100%全員が理解してくれるということはある得ないことだと思いますが、ただ米軍ヘリが白老港で組み立てられ飛行したことについて一部から批判の声も聞かれたということも私の耳には入っております。米軍のヘリが組み立てられ飛行したということは航空特例法第126条第2項また第127条等により認められた飛行と私は認識をしております。互いの信頼上の情報交換を行ったものと理解しておりますが町としてはこれをきちんと把握しどのように捉えていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　まず入港に関しましては打診があって、その状況がどうなのかというようなお話を冒頭にさせていただきましたけれども、先ほどの条約なり地位協定なりそういうような基本に立った中でまず一番最初に考えなければならないのは安全性がどうなのかということです。入ってくるのには決まり事と申しますかそういう中で打診がありましたけれども、それに対してやはり町民の安全が確保されることがまず第一条件の中でそれを確認できたので承認をしたと、入港を許可したということです。まずはそういうようなことで向こうの打診があった時点でのお話としては安全性の確認というように考えてみました。ただ今いわれたそこでヘリコプターが組み立てられていくということに対して、そこについても安全性ということでは当然上空を通らないようにという確認と、その方法としては海岸線を通って民家のないところで訓練基地に入るというようなお話でしたのでそれについても了承したということです。

航空特例法そういうようなお話でしたけれども、そこまでその時点では別に法律がどうのこうのというのは押さえておりませんでしたけれども、考えとしては上空を飛ばない、それから入港に際して安全性が確保できているのかどうか。それからその運搬する、陸送についてはどうなのか。それからヘリを飛ばすに当たっての航路はどうかその安全を確認したということでございます。

○議長（山本浩平君）　　10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君）　　町民に対する安全性が確認されたのでヘリを組み立て上空を飛行して訓練地まで移動したということで、まずは私も町民の安全性これが第一だというふうに考えております。一部の報道ではヘリの航空路が申し合わせと異なったということで町が抗議したというふうに書かれている報道がございました。そのような事実があったのかどうか。そしてまたあったとすれば抗議をしどのような話し合いが行われたのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（山本浩平君）　　白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　先ほど申したとおり安全性の確認ということでは民家の上空を飛ばないようにというような申し入れをして、向こうからは海岸線制を通して厚真の区域から訓練区域に入るというようなお話でしたので海岸線を通してということの安全を確認したと。当日たまたま私は港には行けなくて、役場の庁舎の駐車場と申しますかそこから第1回目のヘリの飛行の確認をしておりました。その時点では樽前山の方向に向かって飛行編隊を組んでいるというように見受けられたので、これについては窓口でありました第7師団のほうに電話しまして当初受けている航路と違うのではないかと申すというようなことで申し入れをして、第7師団としてはそこは確認しますと。当然ヘリコプターは米軍のパイロットだけではなくて先導するというようなことでしたので先導機が間違っているのかというようなことを含めて確認をさせていただきました。時間は未定ですけども追って電話が入ったのは5キロ飛ばしてというようなことで編成を組むのに樽前の方向と申しますかそちらのほうに飛行して、その後苫小牧の西側から海岸線に向かっていったということでそのままずっと飛行したということではなくて、編成が組まれた時点で海岸線に入りましてそこから厚真のほうに向かったというようなことで一度そういうような電話をさせていただきました。安全性をという話とちょっと違うというようなお話をさせていただきます。その後翌日第2班と申しますか2回3回につきましては当初の申し出のとおり海岸線を最初から行

ったというように承知しています。

○議長（山本浩平君） 10 番、小西秀延議員。

〔10 番 小西秀延君登壇〕

○10 番（小西秀延君） 法律上問題ないとしても信頼関係というのは非常に大きなものと考えております。私どもや町が町民に安全だという説明をするにもやはり信頼というのがあった上で成り立つものだと私も確認しておりますので、町がそれはちょっと違うのではないかと抗議してそれを向こうも理解をしてくれてこちらのほうも事情がわかったということであれば大変いい形だったのではないかというふうに思います。ただ利用してくれて好き放題やられたというふうになってしまうと町民は絶対不信感を持ちます。もしお互いの情報交換の中ですれ違いがあるならきちんとお互い情報交換をするべきだと私も考えますし今後もそのような対応をお願いしたいと思っております。白老港を利用してもらえるのであればお互いに大きなメリットがあると私は考えております。単に日本の国防のためだけでなくアジア太平洋地域ひいては世界の安全保障に白老町が一助でも貢献できることになり、また沖縄にアメリカ軍の防衛施設が集中しすぎている、訓練も多すぎるというような問題も出ています。そのようなときに私たちも一日本国民としてきちんと日本の防衛というのもどうあるべきなのか、1カ所に負担をかけていいのかどうなのか、私たちはできることはないのかその辺も日本の防衛省とさらなる良好関係を構築できるように考えながら行動をしていくことが重要なのではないかというふうに思っております。それらのことも兼ねてもう一度防衛関係へのポートセールスの強化、町長にくどいようですがご質問をして私の最後の質問にさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老で演習は行われていませんが日米の合同演習ということで千歳のほうで行われました。これはやっぱり小西議員おっしゃるとおり日本国の安全そしてアジア、世界の安全保障の一環だというふうに私も思っております。またそこに今回は向こうのほうから白老港を使わせてほしいという問い合わせがあつてこういう形になったのですが、まずは町民の安心・安全を守る上で情報を共有しながら港を利用していただくというのは第一条件だと思っております。今回は特に期間が短かったというのもありまして、その間に先方と情報共有はしたのですが初めて入港したこともありさまざまな部分で町民に負担を与えてはいけないというところから警備も置くような形になりまして費用対効果を考えますと今回1回だけではそんなにならないかもしれませんが、今後ともこれを機に防衛省とも密に連絡をとりながら情報共有をしながら白老港の活用にも力を入れていきたいと思っておりますし防衛省のほうにも白老港を利用していきたいという旨はポートセールスとして伝えていくのと同時に白老にある駐屯地の維持、拡充に向けても防衛省のほうに要望をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上を持ちまして 10 番、小西秀延議員の一般質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。12 月会議は明日 10 時から引き続き再開いたしますので、各議員におかれましては出席方よろしく願いをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 本 間 広 朗

署 名 議 員 前 田 博 之